

第 6 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成21年3月16日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成21年3月16日（月曜日）

午前10時2分開議

午後0時35分閉会

委員 浦田 祐三子

委員 高木 健次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

本日の会議に付した事件

議案第57号 平成21年度熊本県一般会計予算

議案第58号 平成21年度熊本県農業改良資金特別会計予算

議案第67号 平成21年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第68号 平成21年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第88号 熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第103号 平成21年度独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金（直入負担金）について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の策定について

②耕作放棄地対策の実施状況について

③農地改革プランについて

④国営川辺川土地改良事業（利水事業）の現状と今後の進め方について

出席委員（8人）

委員長 松田 三郎

副委員長 九谷 弘一

委員 前川 収

委員 岩中 伸司

委員 福島 和敏

委員 田代 国広

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣田 大作

次長 瀬口 豊

次長 三島 和隆

次長 加納 義英

次長 井手 澄男

次長 堤 泰博

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 伊藤 敏明

団体支援総室長 河野 靖

団体支援総室副総室長 船越 宏樹

農林水産政策監兼

団体検査室長 加久 伸治

農業経営課長 倉永 保男

首席農林水産審議員兼

農業技術課長 藤井 正範

農産課長 麻生 秀則

園芸生産・流通課長 大田黒 慎一

畜産課長 高野 敏則

首席農林水産審議員兼

農村計画・技術管理課長 進藤 金日子

農林水産技術管理監兼

技術管理室長 山本 一登

農村整備課長 榎 純一

森林整備課長 織田 央

林業振興課長 下林 恭

森林保全課長 藤崎 岩男

水産振興課長 岩下 徹

漁港漁場整備課長 久保田 義信

農業研究センター所長 久保 研一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 堀 田 宗 作  
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午前10時2分開議

○松田三郎委員長 皆さんおはようございます。それでは、ただいまから第6回農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

初めに、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは、毎回そうでございますが、一度立っていただいて、その後は着席のまま説明を行っていただいて結構でございます。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願いいたします。

○廣田農林水産部長 それでは、御提案しております議案の概要について御説明を申し上げます。

後議分として御提案しておりますのは、予算関係では、平成21年度一般会計予算及び農業改良資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金の各特別会計予算の4件及び条例等関係2件でございます。

まず、平成21年度予算は、一般会計が643億1,046万円余、農業改良資金特別会計が5億9,287万円余、林業改善資金特別会計が3億1,750万円余、沿岸漁業改善資金特別会計が1億5,683万円余、総額653億7,767万円余となっております。

本県の農林水産業は、少子・高齢化や過疎化等による担い手の減少、農林水産物価格の低迷、消費者の食の安全・安心の確保などの

課題に直面しており、これらの課題に対して効果的な対応が求められております。

このような状況を克服し、本県農林水産業者の安定した所得確保や安全・安心な農林水産物の安定供給等の責務を果たすための施策を展開してまいります。

まず、農業関係では、安全・安心を基本とした消費者の信頼を得ることができる魅力ある産品を継続して生産できるよう技術開発を行うとともに、生産基盤整備等を支援してまいります。

また、県農業を安定的に支える認定農業者、地域営農組織等、担い手への支援を引き続き行うとともに、地域の実情や社会情勢に応じ、企業参入も含め多様な新規就農・就業を想定し、窓口整備や就業環境整備に力を入れてまいります。

さらに、耕作放棄地及び休耕田を含む農地の有効利用促進のため、担い手への農地集積や学校等との連携による耕作放棄地の解消を図るとともに、休耕田への米粉など非主食用米の生産拡大などに取り組み、自給率向上にも努めてまいります。

次に、林業関係では、森林の公益的機能を維持し森林吸収源対策の推進を加速するため、水とみどりの森づくり税も活用しながら、間伐等の森林整備やシカ被害の防止などに引き続き取り組みます。

また、林業・木材産業の振興のため、担い手の育成、確保、県産材の需要拡大と供給体制整備等の取り組みも引き続き推進してまいります。

次に、水産業関係では、水産資源の回復による豊かな海づくりのため、栽培漁業と資源管理型漁業に一体的に取り組むとともに、作れい、覆砂等による漁場環境の保全、改善に引き続き取り組んでまいります。

特に、稼げる水産業を目指し、新養殖種の推進等による養殖県くまもとの復活対策の取り組みを強化してまいります。

これらのほか、農業、林業、水産業全般において、本県の多種多様な農林水産物の販売拡大のため、PR活動や情報発信等に取り組みます。

特に「くまもと」あるいは「熊本産」への信頼とかイメージ、認知度の向上を図るため、関係団体と連携し「くまもと」という統一感のあるPR活動に力を入れてまいります。

以上が、当初予算に係る主な施策等でございます。

次に、条例等関係議案でございますが、条例関係では、熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを、また、負担金関係で、平成21年度独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金についてを御提案いたしております。

以上が、今回提案いたしております議案の概要でございますが、詳細につきましては、担当課及び総室長から説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、その他報告事項といたしまして、くまもと「夢への架け橋」教育プランの策定についてほか3件を予定しております。

このうち、国営川辺川土地改良事業について御説明を申し上げます。

国営川辺川土地改良事業につきましては、本年度に引き続き、来年度も事業が休止することとなっておりますが、相良村が先月27日から関係農家への説明会を開催するなど、地元の合意形成に向けた動きも見られます。

県といたしましては、引き続き地元の動向等を見きわめつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

詳細については、後ほど担当課長から説明を申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○伊藤農林水産政策課長 農林水産政策課の

伊藤でございます。

それでは、説明資料をお願いいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、全課に共通いたします職員給与費でございますが、これは平成20年12月末時点の退職予定者を除きました職員数によって計上しております。各課も同様でございますので、個別の説明は省略させていただきたいと思っております。

2ページ最下段の農政企画推進費をお願いいたします。

説明欄1のくまもと農・林・水「夢」挑戦事業といたしまして、消費者がリードする農林水産業再生プロジェクトの開催、農業生産振興連絡会議の開催、地産地消の推進等に要する経費を計上しているところでございます。

説明欄2は、新規事業といたしまして、安全安心なくまもと農林水産物PR促進事業といたしまして、首都圏におけるパブリシティの展開、県認証制度のさらなる周知強化に要する経費を計上しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページの農業経営諸費から10ページの草地畜産研究所費までが、農業研究センターの予算でございます。

まず、5ページをお願いいたします。

農業研究センターにおきましては、県のオリジナル品種の開発や家畜改良、営農体系の高度化に対応した安定生産技術の開発に取り組んでいるところでございます。

主なものといたしまして、5ページの説明欄5でございますが、くまもとオンリーワン農産物研究開発事業をお願いしているところでございます。これにつきましては、本県の主要農産物におきまして、県オリジナルの品種及び優良家畜を育成するとともに、その特性を最大限引き出す栽培技術や飼養技術を開発するものでございます。

次に、6ページの説明欄6をお願いいたし

ます。

安全な農産物の生産技術高度化事業でございます。

これにつきましては、くまもとグリーン農業の推進を支援するため、消費者が求める安全な農産物づくり及び環境に配慮した持続型農業生産を行うための技術の高度化・総合化を中心とした研究開発を行うものでございます。

次に、飛びまして11ページをお願いいたします。

最下段の水とみどりの森づくり事業費でございます。

平成21年度の水とみどりの森づくり基金の運用益を計上しているところでございます。

次に、12ページの林業振興指導費から14ページ中段の施設整備費までが林業研究指導所の予算でございます。

主なものといたしまして、13ページでございます。

13ページの試験調査指導費といたしまして、説明欄2にございますように、森林環境の保全、森林の造成・管理技術等に関する研究及び14ページの説明欄3にございますが、県産材の需要拡大、特用林産物の生産性向上等を図る技術開発に要する経費を計上しているところでございます。

続きまして、15ページから16ページまでが水産研究センターの予算でございます。

主なものといたしましては、16ページでございます。

説明欄8の試験調査事業でございます。今年度は13の研究課題を設定しまして、水産業の生産技術の研究開発等に取り組むものでございます。

以上、16ページの一番下でございますが、農林水産政策課の予算といたしましては、50億5,167万円余をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○河野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

主な事業を説明申し上げます。

資料の17ページをお願いいたします。

まず、3段目、流通体制整備促進費220万円余でございますが、説明欄にあります卸売市場審議会の経費、あるいは市場の検査、指導費でございます。

次の農業金融対策費の中で、最下段の農業近代化資金等助成費1億2,000万円余でございますが、説明欄の1の農業近代化資金等助成費約1億円、これは融資枠で29億円となりますが、これを初めといたしまして、次のページにあります2番の中山間地域、あるいは3番の農業経営負担軽減といった各資金の利子補給の予算でございます。

なお、18ページに、これらの利子補給のための債務負担行為の設定をお願いしております。

19ページをお願いいたします。

2段目の農業金融指導事務費でございますが、農業金融の活用を図るため、国の関連団体からの委託事務費や金融指導の事務費でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

最初の農業信用基金協会出資金1,200万円余でございますが、無担保、無保証人による保証制度に伴う保証協会への出捐金でございます。

それから、最下段の認定農業者等育成資金5,500万円余でございますが、説明欄の1が、スーパーLと称して長期の施設資金の利子補給でございます。それから、2番にスーパーSということで短期の運転資金でございます。この貸付財源の計上でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

2段目の経営対策資金2,700万円余でございますが、説明欄にあります飼料・燃油価格高騰緊急対策資金でございます。21年度に貸し付ける分と20年度に貸し付けた分の利子補

給でございます。

それから次に、農業協同組合指導費です。

農協に対しまして、下から2段目が検査、最下段が運営指導のための経費でございます。

22ページをお願いいたします。

下から2番目の林業振興指導費ですが、まず、最下段の森林組合総合強化対策費870万円余でございますが、説明欄の1が森林組合の検査、指導費でございます。

それから、23ページにまいります、この最初の説明欄に2として中核森林組合育成総合対策事業がございます。これは、森林組合が自立的経営が可能となるよう指導・支援を行うものでございます。

次の林業金融対策費14億円余でございますが、説明欄にありますように、林業関係の各団体の事業に必要な運転資金を融通するものでございます。これは、県の歳計現金余裕金を金融機関に預託をいたしまして、そこから融資を行う仕組みとなっております。

それから、24ページをお願いいたします。

最下段の水産業協同組合指導費1,600万円余ですが、説明欄の1が指導事務費でございます。それから、3番に漁業共済の赤潮特約の掛金補助、5番に漁業組合の経営強化のための指導・支援の経費をお願いしてございます。

次に、25ページをお願いいたします。

漁業近代化資金融通対策費900万円余でございますが、漁業近代化資金の利子補給でございます。さらに、そのための債務負担行為の設定をお願いしてございます。

次の金融対策費は、26ページにわたっております。

説明欄の2の漁業振興貸付金は、(1)が海水養殖漁協に対して、また、(2)は、ノリの共販を行います県漁連に対しての貸付でございます。また、26ページの説明欄の3番、漁業経営維持安定対策でございますが、漁業者

の経営再建のための資金の利子補給でございます。なお、これにつきましては、最下段に債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、27ページをお願いいたします。

このページは、後に出てきます農業、林業、漁業の各資金の特別会計の繰出金でございます。

その次の28ページでございますが、農業改良資金特別会計でございます。

2段目の貸付金として3億円、これは新しい作物あるいは技術の導入に必要な資金として無利子で融資するものでございます。

次に、29ページでございますが、林業改善資金特別会計でございます。

2段目にあります林業・木材産業の貸付金として3億1,000万円、これはその分野の新たな取り組みなどに無利子で融資するものでございます。

次は、31ページになりますが、沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

2段目の沿岸漁業の貸付金として1億5,400万円、これは漁業技術の導入あるいは青年漁業者養成の資金を無利子で融資するものでございます。

以上、団体支援総室合計、一番下ですが、32億8,200万円余の予算の計上をお願いしてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○倉永農業経営課長 農業経営課です。

32ページをお願いいたします。

農村地域農政総合推進事業費でございます。

項目が次のページにわたってたくさんありますが、主なものについて御説明させていただきます。

説明欄の1の担い手育成支援事業につきましては、認定農業者を中心とする担い手の確保・育成、認定農業者個々の経営の改善、さらに、経営の高度化や多角化を実現できる農

業経営の法人化への支援を推進することとして  
しております。

次に、2の地域営農組織育成緊急支援事業  
ですが、水田経営所得安定対策を機に設立さ  
れました地域営農組織等において組織の運営  
や経営の安定化が課題となっており、法人化  
に向けて経営リーダーの育成や経営力の強化  
等の取り組みを支援し、地域農業を支えてい  
く担い手としての育成を促進することとして  
おります。

次に、3の農地流動化推進事業ですけれど  
も、農地の流動化を推進するため、これまで、  
農業委員会の農地あっせん活動や農業公社に  
よる農地の売買、JA農地保有合理化法人に  
よる農地の貸借の農地保有合理化事業に取り  
組んできておりまして、担い手への農地の集  
積は一定の成果を上げてきています。

しかしながら、農地が分散をしておしまし  
て、農家の経営力向上を阻害する要因の一つ  
として、特に米、麦、大豆の土地利用型農業  
における規模拡大のネックになっているため、  
今後担い手の規模拡大を進め、安定的かつ  
効率的な経営体を育成していくためには、  
担い手への農地の集積を面的にまとまったも  
のにすることが喫緊の課題となっております。

そこで、新たな取り組みですけれども、こ  
れまでの農地保有合理化法人等の活動の充実  
強化を引き続き推進するとともに、平成21年  
度から、新たに担い手への農地の面的集積の  
支援事業に取り組むこととしております。市  
町村段階で面的集積に取り組む組織への支援  
を通じまして、集落の話し合いによる合意形  
成を図り、面的集積プランを作成し、面的集  
積の実現を目指していくこととしておりま  
す。

33ページをお願いいたします。

説明欄4ですけれども、地域営農組織法人  
化加速支援事業ですが、先ほどの地域営農組  
織の前ページの2にも関連しますけれども、

水田経営所得安定対策に加入しております地  
域営農組織の法人化を実現していくことが必  
要となっております。

そこで、今年度と来年度の2年間で、地域  
にモデル法人としての優良事例10法人を立ち  
上げ、法人化に向けた推進役を担ってもら  
うこととしており、その2年目となります。

次に、5の耕作放棄地解消緊急対策事業で  
すけれども、県で今年度取り組んできました  
農用地区域の耕作放棄地対策が、平成21年度  
から、国の方で耕作放棄地等再生利用緊急対  
策交付金として新設をされます。その国の対  
策の活用とあわせまして、県の事業の対象区  
域を変更して、農用地区域外の耕作放棄地の  
うち積極的に解消を図るべき農地を対象に、  
農地の確保、保全及び有効利用を総合的に推  
進していくこととしております。

次に、6の子どもたちによる耕作放棄地再  
生モデル事業ですが、新規事業としまして、  
小中学校において、地域の方々の支援を受け  
ながら耕作放棄地を活用して農業体験学習を  
行うことにより、児童生徒の農業理解と食育  
に資するとともに、地域における耕作放棄地  
の解消の機運醸成につなげていくことを目的  
として取り組むものです。

次に、8のくまもとの農家経営「夢づくり」  
支援体制確立事業ですけれども、これにつ  
きましては、これも新規事業として取り組む  
のですが、農家の経営環境が悪化している状  
況の中で、農家の経営を改善し経営の安定発  
展につなげていくため、これまでの経営指導  
の課題を点検して、経営指導の質と量の充  
実に向けて取り組むものでございます。

具体的には、JAや県、市町村等が連携を  
しまして、技術指導と経営指導が一体とな  
った効率的でかつ効果的な農家の診断指導  
の総合的な支援体制の確立を検討すること、  
あわせて、JA計算センターの農家の販売  
や購買等の各種データ等、あるいは県が開  
発した経営資産シートなどの支援ツールも  
活用しまし

て、農家経営支援システムの構想を検討することとしております。

34ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。これは、県の農業公社が農地保有合理化事業を行う際に、資金をJA菊池及び社団法人全国農地保有合理化協会からそれぞれ借りますけれども、それに対する県が損失補償を行うものでございます。

35ページをお願いいたします。

新しい農業の担い手育成費でございます。

この中で説明欄3ですが、新規就農者等支援対策事業につきまして、農業に意欲を持って取り組もうとする人材を幅広く確保するため、農業後継者から新規参入者などの多様な就農ニーズに対応していけるよう、就農相談から農業の研修、就農定着に向けて、総合的な支援対策を実施するものでございます。

特に、企業の農業参入につきましては、新たな担い手確保対策の一環としまして、これまで制度等の説明会を開催し、個別相談にも応じてきておりますけれども、新年度からは、執行体制を強化して、プロジェクトチームを立ち上げてきめ細かな対応を進めていくこととしております。

36ページをお願いいたします。

下段の方の農業構造改善事業費でございますけれども、10億円余の予算をお願いしております。

説明欄1の経営構造対策事業ですけれども、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくことが必要で、地域農業の担い手である認定農業者や地域営農組織の育成に資するため、必要となる生産、加工、流通、販売等の施設を総合的に整備するものでございます。現在の経営構造対策事業は平成21年度で終了することとなっております。新たな取り組み地区の認定が行われなため、事業実施地区が減少し、事業費も減少しております。

37ページをお願いいたします。

説明欄3の都市農村交流対策事業ですが、これは農業・農村の活性化に向けまして都市と農村の交流を促進するため、市町村等におけるグリーンツーリズムの取り組み、都市住民を対象にした交流活動への取り組みなどの受け入れシステムづくりへの支援のほか、交流施設や直売所などの施設整備を支援するものでございます。

次に、農業大学校費でございますが、3億8,000万円余の予算をお願いしております。

これは、農業大学校の管理運営費、学生への教育、新規就農者研修や教材用の農業機械等の購入などに要する経費でございます。

40ページをお願いいたします。

農業改良資金特別会計繰出金でございます。

これは、次のページに記載しております就農支援資金の原資としまして一般会計から特別会計へ繰り出すものでございます。貸し付け予定額が平成20年度と比べて5,000万円の減になりますので、繰出金の額も減になっております。

41ページをお願いいたします。

農業改良資金特別会計の就農支援資金貸付金でございますが、2億7,000万円の予算をお願いしております。新規就農者への就農支援資金の貸付金の財源としまして、金融機関へ資金を貸し付けるものでございます。これまでの貸し付けの実態等を踏まえ、平成21年度は、貸し付け予定額が前年度と比べ5,000万円減の2億7,000万円となっております。

以上、当課の一般会計、特別会計合わせまして25億6,658万7,000円でございます。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

○藤井農業技術課長 農業技術課の藤井でございます。よろしく申し上げます。

資料の42ページをお願いいたします。

まず、農業総務費で農業経営諸費ですが、説明欄にありますように、試験研究課題を検



討するための農業技術会議の運営等に要する経費でございます。

下段の農業改良普及費ですが、農業普及指導課運営管理費につきましては、説明欄 1 から 3 にありますように、普及職員の活動や県下 11 地域の農業普及指導課の運営等に要する経費でございます。

43 ページをお願いいたします。

農業改良普及推進費につきましては、説明欄 1 の普及組織を中心といたしました産学官連携による新技術の確立・普及を図るものと、それから 2 の地域農業をサポートする普及員 O B 等の活動を支援するものでございます。そのほか、普及職員の研修費をお願いしております。

44 ページをお願いいたします。

農作物対策費ですが、農作物対策推進事業費といたしまして、鳥獣害による被害防止対策指導員の養成に要する経費をお願いしております。

また、土壌保全対策事業費ですが、説明欄にありますように、環境と調和したくまもとグリーン農業の推進、それから農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援分について、農業者が取り組む場合に支援、補助に要する経費でございます。

45 ページをお願いいたします。

農用地土壌汚染防止対策事業費は、重金属カドミウムの土壌中の実態把握等に要する経費でございます。

下段の植物防疫費ですが、病虫害発生予察事業費は、病虫害発生予察、それから防除対策等の推進に要する経費でございます。

次に、46 ページでございますが、病虫害防除組織整備事業費は、主に病虫害防除所の運営等に要する経費でございます。

下段の農薬安全対策費は、農薬販売業者や使用者に対しての農薬安全使用の周知等を図る経費でございます。

以上、農業技術課といたしましては、一般

会計で 18 億 392 万 6,000 円をお願いしております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○麻生農産課長 農産課の麻生でございます。よろしく申し上げます。

47 ページをお願いいたします。

農作物対策費についてでございますが、下段の米麦等品質改善対策事業費 1 億 1,503 万円余でございます。

主なものといたしましては、説明欄 3 番のくまもとの米・麦・大豆魅力アップ事業は、従来から、米政策の取り組みとして、安全、安心、個性化、低コスト等の生産対策費や販売対策費、食育、消費拡大等を行うものでございます。

次に、48 ページをお願い申し上げます。

説明欄 4 の水田地域営農体制整備支援事業につきましては、一昨年から導入された国の水田経営所得安定対策事業に対応した担い手の組織化を促進するため、集落営農や広域受託組織の農業機械等に対する助成を行うものでございます。

中段の畑作振興対策費 2,841 万円余でございますが、主なものとしましては、説明欄 2 の地域特産物産地づくり支援対策事業、茶、たばこ等に対する各地域のブランド化に向けた取り組みに対する補助でございます。

後段のい業振興対策費につきましては、1 億 8,619 万円余の予算でございますが、主なものとしましては、説明欄 1 のくまもと豊表価格安定対策事業は、国の価格安定制度に対する県の上乗せを行うものでございます。

次に、49 ページをお願いいたします。

説明欄 2 のひのみどり産地強化対策事業は、農業団体等と連携しまして、県の育成品種「ひのみどり」等を中心とした高品質の生産拡大や流通販売にわたる対策を総合的に実施するものでございます。

説明欄 3 のいぐさ・豊表生産体制強化緊急

対策事業は、イグサ産地の再構築に取り組む生産者を緊急的に支援するための共同利用機械等の整備による生産組織の育成を図るものでございます。

中段の生産総合事業につきましては、9億1,295万円余でございますが、農作物の計画的生産、高品質農作物の供給体制の確立を図るため、施設機械等の整備を総合的に実施するものでございます。

後段の水田営農活性化対策費4億3,269万円余でございますが、主なものといたしましては、説明欄1の新需給システム推進事業は、需要に応じた米の計画的生産や需給価格の安定に資するための数量調整に係る推進活動を実施するものでございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

説明欄第2の水田新産地形成事業につきましては、地域が策定したビジョンを実現するため、その作物戦略に基づいたモデル地区の設置等による個性化品目の産地化に向けた推進活動に要する経費の補助を行うものでございます。

また、説明欄4の非主食用米総合推進事業につきましては、食料自給率の向上や国産飼料米、地元加工米等への需要が高まる一方で、休耕田が発生しているというミスマッチが起こっております。このような状況を踏まえまして、米粉、飼料用米等の非主食用米の推進を行うために、県独自の助成補てんや低コストパイロットモデル地区の設置、機械設備の整備、流通利用等ソフト面の支援など、生産から流通までの施策を一体的に実施するものでございます。

以上、農産課計としまして、18億6,557万円余の予算を計上しております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○大田黒園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

51ページをお願いいたします。

まず、農業総務費についてでございますが、2段目の流通企画推進費1,332万円及び3段目の流通体制整備促進費102万円につきましては、流通の振興に関する経常的な経費でございます。

次に、最下段のブランド確立・販路対策費3,112万円余でございますけれども、説明欄1の量販店連携農産物販売促進事業につきましては、県産農産物の販売力を強化するため、農業団体とともに量販店との連携活動に取り組んでおりまして、これに要する経費の負担を行うものでございます。

52ページの説明欄の2のくまもとうまかもんイメージアップ事業につきましては、東京、大阪など大消費地にお住まいの約1万人のサポーターの皆さん方へ県産農産物の特徴などをPRしながらイメージアップ等口コミによる購入拡大に努めておりますが、この推進に要する経費でございます。

説明欄3の県産農林水産物輸出促進事業につきましては、JAグループと県で構成する協議会がアジア諸国等に対しまして県産農林水産物の輸出促進を図るために要する経費及び農林水産団体等が実施しますテスト輸出等に対する補助でございます。

説明欄4のくまもとの宝トップセールス事業につきましては、県産農林水産物のイメージアップと熊本の認知度の向上、販路拡大を目指しまして知事のトップセールスを展開するもので、あわせて県内生産者の意欲向上につなげるものでございます。

説明欄5の総合直販サイト推進事業につきましては、新規事業でございますが、最近市場規模が拡大をいたしておりますインターネットを利用して、総合的な産品紹介ができる新たな流通チャンネルの構築を推進支援していくための経費でございます。

53ページをお願いいたします。

前段の地域食品振興対策費244万円余でございますが、説明欄1から3までにあります

ように、農産加工等の推進に要する経常的な経費でございます。

次に、後段の農作物対策費について御説明をいたします。

まず、野菜振興対策費2億1,586万円余につきましても、野菜産地の振興に要する経費でございますが、主なものといたしまして、説明欄1の野菜価格安定対策事業につきましては、野菜価格が低迷した場合に生産者に対して価格差補給金を交付するための資金造成を行うものでございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

説明欄4の園芸新たな挑戦強化対策事業につきましては、野菜、果樹、花卉の産地を育成するために、品目転換ですとか、あるいは省エネ化、安定生産の推進などに必要な栽培施設ですとか、高性能機械等の整備に対する補助を行うものでございます。

説明欄5の原油価格高騰対応園芸新技術導入推進事業につきましては、引き続き、石油代替エネルギー利用の電気暖房機の現地実証を行い、施設園芸の省エネルギー化を推進する経費でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

中段の花き振興対策費223万円余につきましても、花卉の生産者育成強化、生産流通の改善ですとか消費拡大を推進するため、熊本県花き協会に対して補助を行うものでございます。

次に、果樹振興対策費3,658万円余でございますけれども、説明欄1の園芸生産総合推進事業につきましては、主に野菜、果樹、花卉、園芸全般の競争力強化に向けた推進体制の整備に要する経費でございます。

説明欄2の新規でお願いをいたしております魅力あるくまもとブランド園芸産品づくり推進事業につきましては、熊本ブランドとなり得るとろけるミカンづくりですとか、あるいは7月のお中元に出荷できるようなデコポン等、魅力のあるトップグレードの産品づく

りに向けた産地での生産拡大等品質管理体制づくり並びにそのために必要となる生産出荷に係る施設の整備等への補助を行うものでございます。

以上、園芸生産・流通課といたしましては、4億9,985万円余の予算をお願いいたしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

説明資料56ページをお願いいたします。

下段の畜産振興費のうち畜産生産基盤総合対策事業費でございますけれども、これは肉用牛、乳用牛等の家畜改良を実施するための経費でございます。右説明欄の1番の家畜生産基盤総合対策事業費につきましては、肉用牛の改良のための種雄牛づくりを行う事業で、肉用牛の検定、改良効率化等に要する経費でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

説明欄の2でございますけれども、家畜改良増殖総合対策事業費、これは主に家畜、肉用牛、乳用牛の導入に対する助成と優良種雄牛造成のための検定牛購入に要する経費でございます。

その下の3のくまもと和牛緊急増頭対策事業費でございますけれども、和牛の生産体制の基盤を強化し、繁殖雌牛の緊急的な増頭への補助を行うものでございます。

次に、中段の畜産経営安定対策事業費でございますけれども、右説明欄の1番の家畜畜産物価格安定対策事業費でございますが、これは肉用子牛、肉豚、鶏卵等の価格変動による農家の損失補てんをするための積立金造成に対する補助を行うものでございます。

続きまして、58ページをよろしくお願いいたします。

説明欄の畜産総合対策事業費ですけれども、担い手育成や新たな生産システムの導入、低コストの生産のための飼料作物収穫用の機

械、施設、こういったものに対する補助でございます。

その下の5の配合飼料価格高騰対策緊急支援事業でございますけれども、これは飼料価格の高騰に対応いたしまして自給飼料の増産を図ることが重要でございまして、サイロの増設、飼料米の推進を図る事業でございます。

その下の6番の熊本県食肉輸出促進対策事業、これは新規事業でございまして、菊池市にあります株式会社熊本畜産流通センター、これは昭和47年に整備しております、現在37年が経過し、老朽化が進んでおります。そういったところで、牛肉等のブランド化を図るための輸出対応型の食肉センター整備に対する補助でございます。事業といたしましては、21年から22年までの2カ年を一応予定しております。

続きまして、下段の循環型耕畜連携体制強化事業でございますけれども、良質な堆肥生産による堆肥流通対策や環境と調和した農作物生産体制を確立するため、堆肥舎等の整備や、現在ビニール等で簡易対応している農家、こういった農家に対して恒久的な施設に整備するための整備に対して補助するものでございます。

続きまして、最下段の畜産物市場流通戦略対策事業費でございますが、これは右の説明欄に書いておりますように、県農業研究センターで開発いたしました「天草大王」「ひごさかえ肥皇」等の県産畜産物の競争力強化のため、消化拡大等に要する経費でございます。

続きまして、59ページをよろしく願いたします。

家畜衛生・防疫対策事業費でございますけれども、まず、説明欄の1の家畜保健衛生所維持管理費につきましては、これは県下に5カ所あります家畜保健衛生所の運営、管理に関する経費でございます。

2の家畜衛生管理指導事業でございますけれども、食の安全・安心確保のための検査・

指導及び死亡牛のBSE検査に要する経費でございます。

一番下の3の家畜伝染病防疫対策事業費でございますけれども、家畜伝染病の発生予防及び蔓延防止のための各種検査や予防接種等に要する経費でございます。

60ページをお願いいたします。

上段の広域農業開発推進費につきましては、昭和57年から平成10年にかけて阿蘇地域で実施いたしました草地開発及び広域農道に係る償還金でございます。

次に、下段の公共育成牧場管理事業でございますけれども、平成20年度、今年度末をもって廃止いたします球磨公共育成牧場の跡地売却に要する経費でございます。

続きまして、公社営畜産基地建設事業費につきましては、飼料基盤に立脚した畜産経営体の育成を図るため、飼料畑の造成、畜舎施設の整備等に対する補助をするものでございます。

以上、畜産課合計38億9,000万円余の予算をお願いしているものでございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

主な事項につきまして説明いたします。

61ページをお願いいたします。

一番下の国営土地改良事業直轄負担金ですが、これは完了地区を含む5地区の国営土地改良事業に対する県及び地元の負担金でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

一番下の土地改良施設維持管理事業費でございます。これは、土地改良施設の整備補修に要する資金造成や施設の管理体制の整備、施設管理の省力化等に要する経費でございます。

次に、63ページをお願いいたします。

一番上の土地改良負担金総合償還対策事業

費ですが、これは土地改良事業の農家負担金の軽減を図るための経費でございます、償還ピークの平準化や農地の利用集積に取り組んだ地区に対する助成を行うものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

上段の農業農村整備調査計画費でございますが、これは主に今後県営事業として整備が必要な地区におきます用水系統や排水状況等の基礎調査、さらには事業計画作成に要する経費でございます。

下段の森林総合研究所営特定中山間保全整備事業負担金でございますが、これは独立行政法人森林総合研究所が実施する阿蘇小国郷地区の特定中山間保全整備事業に対する県及び地元の負担金でございます、平成21年度完了を目指して必要な工事を進めるための経費でございます。

次に、65ページをお願いいたします。

県営土地改良調査計画費でございますが、これは国から補助を受けて実施する農業農村整備事業の新規予定地区の事業計画策定などに要する経費でございます。

次に、66ページをお願いいたします。

上から3段目の農業土木行政情報システム費でございますが、これは工事の電子入札や電子納品等を進めるCALS/EC事業に要する経費のうち農業土木の負担分でございます。

一番下の団体営土地改良調査計画費でございますが、これは国から補助を受けて市町村などの団体が実施する農業農村整備事業の調査に要する経費でございます。

次に、67ページをお願いいたします。

上から2段目の海岸保全直轄事業負担金でございます。これは、国が行う玉名横島地区の直轄海岸保全施設整備事業に対する県の負担金でございます。

一番下の林政諸費でございますが、CALS/EC事業に要する経費のうち林務水産の

負担分でございます。

以上、農村計画・技術管理課といたしまして、総額で30億626万4,000円をお願いしております。

続きまして、条例等関係でございます。

ページが飛ぶのでございますが、113ページをお願いしたいと思います。

113ページでございますが、熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、国の特別会計に関する法律附則第266条の規定によりまして土地改良法第88条の2が削除されたことに伴います熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の借入金に関する規定を削除するものでございます。

詳細につきましては、114ページから117ページに記載してございますが、主な改正の部分につきましては、116ページをごらんいただきたいと思っております。116ページの中段以降の条例第4条第3項第1号のただし書きの部分を削除するものでございます。あわせて、ほかの部分につきましては文言を整理するものでございます。

続きまして、118ページをお願いいたします。

平成21年度独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金についてでございます。

平成15年度から、南小国町及び小国町の阿蘇小国郷区域におきまして、独立行政法人緑資源機構が特定中山間保全事業を実施し、当事業は、平成20年度から独立行政法人森林総合研究所に引き継がれております。この2町の平成21年度分の直入負担金の金額を定める議案でございます。負担割合につきましては、本年度、平成20年度の議決内容と同様でございます。

以上、平成21年度当初予算及び条例等関係につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○榎農村整備課長 農村整備課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

主なものについて御説明させていただきます。

まず、68ページの山村振興対策事業費でございます。29億3,900万円余を計上しております。

これは、中山間地域の農業振興を図るため、農家等への交付金の直接支払い、いわゆる中山間直払いでございます。中山間地と平場との営農条件の差を支援するものでございまして、また、その財源となる基金の造成でございます。

次に、70ページをお願いいたします。

上から2段目の地籍調査費につきましては、熊本市を含む27の市町村で事業を実施しておりまして、11億5,700万円余を計上しております。

次に、71ページをお願いいたします。

県営かんがい排水事業費でございます。農業用水路、排水路、排水機場等の整備に21億1,400万円余を計上しております。あわせて、債務負担行為の設定といたしまして、玉名3期地区の水路トンネル補修費用をお願いしております。

下段の農免農道事業費でございますけれども、農道の新設、改良に13億9,600万円余を計上しております。あわせて、債務負担行為の設定として、宇土北部3期地区の橋梁整備をお願いしております。

次に、72ページをお願いいたします。

広域農道事業費につきましては、同じく農道の新設、改良に20億1,800万円余を計上しております。

また、県営畑地帯総合整備事業や最下段の一般農道事業に必要な予算を計上しております。

次に、73ページをお願いいたします。

中段の県営中山間地域総合整備事業費で

ございますけれども、中山間地域における生産基盤や生活環境など、総合的な整備費用として16億5,100万円余を計上しております。

次に、最下段の県営経営体育成基盤整備事業費につきましては、県内24地区の区画整理や用排水路整備等の整備に41億5,200万円余を計上しております。

次に、飛びまして75ページをお願いいたします。

上から2段目の農地・水・環境保全向上対策事業費でございますけれども、農地や農業用水などの資源を地域ぐるみで守っていく取り組みに対する支援でございまして、4億9,800万円余を計上しております。

次に、下から2段目の農業農村整備推進交付金でございます。

この交付金は、平成21年度から新たにスタートする事業でございます。これまでは、市町村等が実施します各種団体営事業ごとに県費補助を行ってまいりましたが、今回市町村の自主性と創意工夫を最大限生かすような仕組みにつくりかえ、より自由度の高い交付金として支援するものでございます。予算としましては、4億200万円余を計上しております。

次に、最下段の農地防災事業関係でございます。

76ページでございますが、2段目の海岸保全事業費です。高潮等から災害、背後地の農地や家屋、公共用施設等を守るため、堤防や消波工事などの新設、改良を実施するもので、14億6,200万円余を計上いたしております。

次に、77ページをお願いいたします。

上段の農地防災事業費につきましては、防災ダムやため池等の整備、改修費に12億1,700万円余を計上しております。

同じく中段の農地保全事業費につきましては、農用地の土壌浸食等の防止に7億5,100万円余を計上しております。

最後になりますけれども、78ページをお願

いたします。

上から2段目の農地災害復旧費につきましては、過年の災害、現年災害分を合わせまして8億8,800万円余を計上しております。

以上、農村整備課といたしましては244億6,300万円余を計上しております、農業・農村の持続的発展を図るため、ハード事業、ソフト事業、それぞれ実施していく中にありまして、地元の御要望にこたえてまいりたいと考えております。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。よろしくをお願いいたします。

主要な事業について御説明させていただきます。

79ページをお願いいたします。

中段の森林計画樹立費の説明欄の2森林整備地域活動支援交付金事業でございますけれども、これは間伐等の作業の前に必要となります作業区域の明確化ですとか作業道の補修などの活動に対する助成事業でございます。

その下の段の森林整備地域活動支援交付金基金積立金につきましては、今ほど説明しました支援交付金事業の財源のうち国費分を基金として積み立てるものでございます。この支援交付金事業は、19年度から23年度までの5年間の事業でございます、昨年度の2億5,400万円余の積み立てによりまして残り3年分の事業に必要な国費が積み立てられたことから、今年度の積み立ては運用利子のみとなっております、その結果、大幅な減額となっております。

80ページをお願いします。

水とみどりの森づくり事業費につきましては、水とみどりの森づくり税を活用した事業でございます、説明欄にございますように次のページまでまたがりますけれども、5つの事業を予定しております。

説明欄1の針広混交林化促進事業につつま

しては、森林所有者による管理が放棄された人工林を対象にいたしまして、強度の間伐を実施して針葉樹と広葉樹のまじった森林に誘導する補助事業でございます。

2のくまもと未来の森林植林加速化緊急事業は、内容的には2つございまして、1つは、皆伐後放置された林地に県が広葉樹等を植栽する事業、それからもう一つは、森林所有者等が植栽を行う場合に、苗木代に対しまして補助を行う事業でございます。

3のシカ等森林被害防止対策事業は、シカの被害の防止施設、資材費に対する補助を行う事業でございます。

4の水とみどりの森づくり推進事業は、住民団体あるいはボランティア団体等が行います森づくり活動等を支援する事業でございます。

81ページをお願いします。

同じく説明欄5の水とみどりの森づくり普及促進事業につきましては、これは県民の皆様に森林ですとか森づくりの重要性を理解してもらうためのフィールドあるいは機会、情報などを提供する事業でございます。

81ページの下段の林業公社貸付金につきましては、林業公社が実施いたします森林整備、それから借入金の償還に必要な資金を県の方で貸し付けるものなどでございます。

また、債務負担行為の設定をお願いしておりますけれども、これは林業公社が日本政策金融公庫資金を借り入れる際に県が損失補償を行うためのものでございます。

82ページの下から2段目の流域総合間伐対策事業費の説明欄にあります間伐等森林整備促進対策事業でございますけれども、これは効率的な間伐でございます列状間伐というものをモデル的に実施する場合に定額で補助を行う事業でございます、財源は全額国庫となっております。

83ページをお願いいたします。

下から3段目の造林事業費の説明欄にあり

まず森林環境保全整備事業でございますけれども、これは森林整備のまさに主体となる事業でございます。植栽、間伐等の一連の造林、保育に対する補助を行うものでございます。

84ページの中段の環境保全保安林整備事業でございますけれども、この事業は、旧旭志村の四季の里周辺の森林につきまして、防災機能と環境保全機能の強化を図ることを目的として、県の方で治山施設と森林整備を一体的に行っている事業でございます。平成17年度から5カ年計画で実施しているものでございまして、21年度が最終年度となります。

その下の県有林費でございますけれども、次のページまでまたがりますが、県有林の管理、森林の整備、さらには立木の処分、売り払い等に必要経費を計上させていただいております。

85ページの最下段のみどり森林管理事業費でございますが、これは説明欄にありますように、阿蘇みんなの森ですとか立田山憩いの森などの県有の森林公園の管理、整備に要する経費でございます。

86ページ最下段でございます。以上、森林整備課計といたしまして、40億4,211万1,000円の当初予算の計上をお願いしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○下林林業振興課長 林業振興課です。よろしくお願いいたします。

87ページをお願いいたします。

中段の林業総務費の水とみどりの森づくり事業費ですが、説明欄のくまもとの木と親しむ環境推進事業は、水とみどりの森づくり税を活用し、木材のよさや温かみを体験し、木材を利用する意義を県民の方々に御理解いただくために、県産木製遊具の貸し出しや県産木製机、いすの整備への補助、木育の推進に取り組むものでございます。

次に、林業振興指導費でございます。

まず、林業労働力対策事業費の説明欄の中で、88ページになりますが、2の豊かな森林づくり人材育成事業、3の緑の雇用担い手対策事業は、林業就業者の新規参入促進のための研修、相談活動等や中堅指導者の育成等を実施するものでございます。

最下段の木材産業振興対策費でございますが、これは説明欄の1から3の事業を実施するものでありまして、県の木材関係団体が行います木材産業振興、木材需要拡大活動経費の補助をするものでございます。

89ページをお願いします。

県産木材需要拡大対策費でございますが、説明欄の1の新規・くまもと木づかいの家推奨事業は、民間の県産木材認証機関設置により、住宅に使った県産木材の二酸化炭素固定量等を認証する制度を創設しますとともに、認証木材を使用した地域工務店による家づくりを推進するものでございます。

2の県産材需要拡大消費者対策事業、3のくまもと県産材総合展示PR事業は、県産材需要拡大に向けた広報PR活動に対する経費の補助等でございます。

5のくまもと森と木の家づくり推進事業は、木造住宅新築等の際に県産認証材を提供しますとともに、住宅見学会等により県産材需要拡大PRを図るものでございます。

6の乾燥材供給体制緊急整備事業は、乾燥木材の供給体制を整備するため、乾燥機導入のリース経費の補助をするものでございます。

続いて90ページになりますが、7の生産者の顔が見える家づくり推進事業は、地域の森林所有者から製材工場、工務店等が連携した家づくりに取り組むグループに対し支援をするものでございます。

中段の木材需給安定対策費でございますが、その主なものが、2の森を育てる間伐材利用推進事業でございます。間伐材の利用を促進するため、間伐材の流通経費の一部を助



成するものでございます。

次の林産物振興指導費で、説明欄の1の新規・山の幸地域づくり支援事業は、山村地域の貴重な収入源でございます。特用林産物を核とした地域活性化プランづくりを支援するもので、このほか2から4までの事業は、特用林産物の生産振興、消費拡大に向けた生産施設整備や調査広報活動を実施するものでございます。

91ページをお願いいたします。

2段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費でございますが、これは県産木材等の安定的な供給により競争力のある木材産地形成を図るため、製材機械や高性能林業機械等の木材生産加工施設等を整備、導入するものでございます。

続きまして、林道費でございます。

林道事業費で、1の県営林道事業で県内9路線、2の市町村営林道開設事業で8路線を実施しますほか、92ページになりますが、3の大規模林業圏開発推進事業ですけれども、19年度末の緑資源機構の廃止によりまして、これまで緑資源機構が実施してまいりました緑資源幹線林道菊池人吉線の残区間、矢部一泉区間を県が引き継ぎ実施する事業費並びに19年度までに緑資源機構が実施してまいりました事業の県負担金を計上しております。

次に、林道改良事業費で1路線、その次の農免林道事業費で6路線、最下段の林業地域総合整備事業費では、矢部・清和地区、八代地区で6路線、93ページをお願いいたします。単県林道事業費で8路線の整備を予定しております。

続きまして、林道災害復旧費の過年林道災害復旧費では、五木村の菊池人吉線1カ所の施設復旧をお願いしております。

以上、林業振興課全体で50億4,404万円余を計上しております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○藤崎森林保全課長 森林保全課です。よろしく申し上げます。

説明資料の94ページをお願いします。

下から2段目をごらんください。治山費総額で51億1,000万円余の予算をお願いしております。

内訳ですが、まず、治山事業費が40億8,000万円余となっております。これは、山地荒廃箇所や地すべり地区等におきまして災害防止のために治山施設を設置するほか、間伐等の森林整備を一体的に実施し、森林が有します防災、水資源涵養等の機能を維持、増進しますとともに、人的被害を未然に防止するために減災対策を実施するためのもので、119カ所を予定しております。

95ページをお願いします。

緊急治山事業費ですが、近年激甚な災害が発生する中で、21年度中に激甚な災害が発生しました場合、それらの復旧に迅速に対応するための待ち受け予算としまして2億6,200万円を計上しております。

次の民有林直轄治山事業費は1億4,100万円余を計上しておりますが、これは九州森林管理局が阿蘇市内の民有林におきまして実施します治山事業に対する県の負担金となっております。

次の単県治山事業費は1億200万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

1の県営事業は、国庫補助の対象とならない治山施設災害復旧や小規模の山地災害箇所の復旧を実施するためのものです。

2の市町村営事業は、国庫補助の対象外で保安林でない小規模の山地災害箇所を市町村が主体となって復旧する場合に助成するものです。

次に、96ページをお願いします。

治山調査計画費としまして1,100万円余を計上しております。

これは、国庫補助の対象とならない保安林の指定調査や事業計画の調査測量等の経費で

あります。

次の保安林管理事業費は1,600万円余を計上しておりますが、これは保安林の指定、解除の事務、保安林標識や台帳の整備など、保安林の適正管理に要する経費です。

次に、保安林整備事業費として4億9,500万円余を計上しております。

これは、台風等の気象災害により発生しました風倒木や間伐のおくれによる森林土壌の流出等により防災、水源涵養等の機能が低下した保安林において、植栽や間伐等森林整備を実施し、保安林としての機能回復を図るためのものです。

最下段の林地開発許可等事業費として150万円余を計上しております。

これは、森林法に基づき1ヘクタールを超える森林地域の開発に係る許可事務や違法開発防止に向けた指導監督に要する経費です。

97ページをお願いします。

治山施設災害復旧費の現年治山災害復旧費として3,300万円余を計上しております。

これは、21年度中に治山施設において災害が発生した場合に迅速に対応できるように待ち受け予算としてお願いするものです。

以上、森林保全課としましては、総額54億568万9,000円を当初予算としてお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岩下水産振興課長 水産振興課でございます。よろしく願いいたします。

98ページをお願いいたします。

水産業総務費として2億4,000万円余を計上いたしております。

これは、職員給与費のほか、最下段の水産振興総務費として、県が会員となっております関係団体等への補助金等でございます。

99ページをお願いいたします。

水産業振興費として5億2,000万円余を計上いたしております。

上段の内水面漁業振興費は、説明欄にござ

いますように、県内の主要河川や湖沼にアユ等の有用魚種を放流する事業等でございます。

また、下段の浅海増養殖振興事業費は、説明欄1にありますように、持続的養殖生産推進事業として、魚類、ノリ等の養殖漁業者に対する魚病対策や養殖技術等の指導を行うものでございます。

また、説明2の安心につなげる養殖魚づくり推進事業は、トラフグ、マダイ、ブリの生産履歴を確認し、適正に養殖している魚類養殖業者を認証することで、県産養殖魚の安全・安心をアピールするものでございます。

次に、100ページをお願いいたします。

水産物流通対策事業として810万円余を計上いたしております。

説明1のくまもと四季のさかな流通支援事業は、くまもと四季のさかな17魚種を中心といたしました県産魚の消費拡大及び合併漁協の流通機能の強化を図る取り組みでございます。

また、新しい取り組みといたしまして、魚食文化や魚のしゅん、調理法等の専門的な知識を有する「地魚マスター」を認証し、県産魚の地産地消を推進してまいります。

下段の水産業改良普及事業では、説明欄3にあります新しい漁村を担う人づくり事業といたしまして、児童生徒等を対象といたしました漁業体験学習等を通じまして時代の担い手育成に引き続き取り組みますとともに、農村地域の活性化を担う女性リーダーを認定するなど、漁村で頑張る女性漁業者を支援してまいります。

次に、101ページをお願いいたします。

上段の漁場環境等対策事業では、説明欄の3のナルトビエイ有効利用促進事業といたしまして、二枚貝を食害いたしますナルトビエイの駆除に引き続き取り組むとともに、その有効利用策を検討する経費でございます。

中段の栽培漁業事業化促進事業として3億

5,000万円余の経費を計上いたしております。

これは、栽培漁業と資源管理型漁業を一体的に推進いたしますみんなで育てる豊かな海づくり事業に引き続き取り組みますとともに、新たに有明海再生拡充事業といたしまして、有明海のヒラメ、ハマグリやクルマエビ等の特産魚介類の増殖技術開発及び生息環境調査に必要な経費を計上いたしております。

102ページをお願いいたします。

上段の漁業経営構造改善事業は、築いそ、これは200キロぐらいの自然石を用いましたごく沿岸の魚礁設置事業でございますが、この築いそ投石2カ所827万円余を計上いたしております。

また、下段の漁業調整費として総額7,700万円余を計上いたしております。

これは、漁業調整や水産資源の保護のために開催されます海区漁業調整委員会や内水面漁場管理委員会運営費に要する経費でございます。

103ページをお願いいたします。

下段の漁業取締費として2億4,000万円余を計上いたしております。

これは、通常の漁業取締費等に要する経費のほか、船の維持、修繕に要する経費でございます。

以上、水産振興課といたしまして11億266万円余を計上いたしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。よろしくお願いいたします。

104ページを説明いたします。

沿岸漁場整備開発事業費でございますけれども、内容といたしましては、県営魚礁、それから105ページの増殖場造成、それから水域環境保全創造事業になっております。いずれも、水産資源の回復と持続的利用という観点から、魚礁、増殖場、覆砂などの漁場の整備を行うものでございまして、合計3億9,67

1万7,000円の予算をお願いいたしております。

次に、106ページから111ページにかけて、漁港建設管理費といたしまして7つの事業をお願いしておりますけれども、主なものを説明いたします。

まず最初に、広域漁港整備事業ですけれども、広域漁港、いわゆる生産流通の拠点となる港でございますけれども、外郭施設、係留施設、水域施設などの各施設を整備することによりまして漁港機能の向上を図るものでございます。

107ページでございますが、地域水産物供給基盤整備でございます。

地域漁港、いわゆる県及び市町村が管理いたします地域に密着した漁港の同じく外郭、係留、水域施設などを整備することによりまして漁港機能の向上を図るものでございます。これには市町村事業に対する補助も含まれております。

続きまして、110ページをお願いいたします。

下の方でございますけれども、漁村再生整備事業です。叫ばれておるところでございますけれども、既存施設の有効活用、そういった観点から、漁港施設、それから生活環境施設の整備を行うものでございまして、天草市の佐伊津漁港ほか13カ所で実施をしたいというぐあいに思っております。

最後に112ページですけれども、災害復旧関係予算をお願いしております。これは、いずれも平成21年度に災害が発生した場合に急急に対応するための予算でございます。

以上、漁港漁場整備課、33億4,400万円余の当初予算をお願いしているところでございます。以上です。

○松田三郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。質疑はございませんか。

○前川収委員 農村整備課、済みません、ちょっと聞きにくくて。

75ページ、農業農村整備推進交付金、初めて新規事業で交付金事業というのが入ったという御説明でありましたが、何か自主性とかなんとかかんとかとおっしゃっていましたがけれども、これは今まで補助金として市町村に交付されていたやつだったと思いますけれども、なぜ今度は交付金に変えなきゃならないんですかね。理由を教えてください。

○榎農村整備課長 今まで、市町村、いろいろな事業をずっと県を通してやっておったんですけれども、それぞれ一つ一つに補助金申請なりそれからいわゆる実績報告なりと、そういう事務が多々ございました。今の時代で少し簡略化はできないかという議論もございまして、8つの事業ぐらいを束ねまして、それを1つの交付金として市町村に交付した方が効率的ではないか、また事務の執行もうまくいくのではないかと、そういうものを考えまして、今回交付金を考えたものでございます。その中にありまして、市町村が今まで補助金として受け取っておりました額につきましては、今までどおり交付金の中で処置できるように考えてみたいと思っております。

○前川収委員 市町村が出してくる補助金として申請してきた内容というのは、基本的には土地改良区それぞれ違うわけですね。県から見て菊池市は1つだけ、菊池市から見て土地改良区というのはたくさんあって、管理組合がたくさんあって、それぞれの要件ごとに申請したやつを市がまとめて県に上がるという形です。

県は交付金として市に落とすという形になると思いますけれども、市から見たときに、それぞれの土地改良区ごとに全部一緒じゃないですよ。全部一つ一つ積み上げてきた内容

が総額になっているわけですね。それはちゃんと一つ一つの事業ごと、要するに管理組合ごと、事業ごとに内容がわかるように交付するんですね。

○榎農村整備課長 この面につきましては、メニュー方式というやり方をとりたいたと思っておりますので、それぞれ上げてきたものについては、おおむねわかるようになると思っております。

それから、私ども県としましては、一つ一つ上がってくるもののいわゆる計画の段階でしっかり見まして、これが適切なのかというので交付していきたいというふうに思っております。

○前川収委員 おおむねって何ですか、おおむねわかるて。それは、わかるかわからぬか、はっきりせなんでしょう、ぴしっと。

○榎農村整備課長 しっかりとわかるようにしたいと思っております。

○前川収委員 はい、わかりました。

これは、我々は——前の委員会はどこだったかな、道州制の委員会でも言ったんですけども、交付金という名に変えて結局ごまかされてしまうというのが、潜在的に我々は危機感を持っているんです。それはなぜかというと、国から県は、交付金事業です、交付金事業ですと言われて、補助金だったのが交付金に変わってきたと。交付金の内容が、内訳がわからないということで、交付金で見えますと言われて、積み上げてみれば足りないじゃないかということが、皆さんだって経験したことがあると思うんですよ。

そういうものと同じように、県が市町村に対してそういうことをやるようであれば、私は反対します、この議案に対して。今はっきりおっしゃったですね、わかりますと、内容

が、積み上げた中身がはっきりわかるということは、今後もそのような形でやってもらわない限りは困りますので、それだけは約束しとってください。

それから次に、くまもと森と木の家づくり推進事業、これは大変好評で、先議の委員会の中でも出ましたけれども、県産材のをやっていたくんですけれども、対前年比でどのくらい予算を上げてあるんですか。毎年、好評だ、好評だと言っていたいていますけれども、対前年はどうですか。お願いします。

○下林林業振興課長 くまもと森と木の家づくり推進事業につきましては、対前年比からしますと3,200万円から300万円ほど減額しております。今年度2,950万円ということで確保しておるんですが、これを減額しましたのは、先ほど御説明しました89ページの1の新規のくまもと木づかいの家推奨事業という事業とセットで、環境資材として二酸化炭素の固定量等を認証する制度とあわせて、県産材をそれとセットで認証し、そしてそれをプレゼントするという事業で、現物を提供するという事業の組み合わせで実施することにしました。

特に、県産材でつくられた方が環境貢献等の認識を持って家づくりをされる、そしてその後、その家の見学会等を開催しまして、新たな県産木材の住宅づくりの掘り起こしをするというような仕組みにしたところでございます。戸数的に言いますと、20年度は新築が140戸でございましたんですが、21年度は135戸ということで要求をしてございます。

○前川収委員 これも、何か前回の先議で話があったんですけれども、好評で抽選になっておりますということで、大変ありがたい、いい事業だと思ってましたけれども、上の木づかいの家推奨事業との取り合わせということでありましようけれども、全体では5戸減

るということになるわけですね。

こういう好評な事業であれば、ことしは少し対前年比で予算がふえるばいと思って期待して聞いたんですけれども、逆に減ってしまっているということでしょうから、こういうのは、この間もちょっと言ったんですけれども、緊急経済対策とか、ああいうやつにのせながら——単費でしょうからこういうのは、のせてやればいいのに、のせてもなかったみたいない感じなんですけれども、前回のせましたか。2次補正ではのってましたか。

○下林林業振興課長 これにつきましては、20年度の補正についてはのっておりません。今後動くであろう21年度の補正の対応で一応要望としては出しておるところでございます。

○前川収委員 20年度も多分のせられたと思うんですよ、僕は、希望を上げれば。単県だったから、だめだということはなかったはずだけどな。もうちょっと頑張って、やっぱりそういうのを皆さん持っていけないとね。ただ、仕事がふえるから嫌だなんて感覚じゃないとは思いますがね。やっぱりぴっちりアンテナを張って、やれるところはとっていくと。単費でできることを国費でやっていただけのらんだら、これはみんな県民は喜ぶわけですから、そういう形でアンテナを張ってやるということは大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

さっきの交付金の話は、しっかりとさっき聞きましたから。はっきり、わかりますということをおっしゃったので、そういうふうな約束をしておいてください。お願いいたします。

以上です。

○松田三郎委員長 今の交付金のことですけれども、大きな制度改正ですので、私がいた

だいたほかの説明資料の1枚紙のごたるとは、ああいうのをほかの委員の先生にも説明はしてあるのかな。後でいいですけども、その資料なり説明を一回しておいていただいた方がいいと思います。

ほかにございせんか。

済みません、私から、ちょっと簡単に結構です。

66ページ、67ページ、進藤課長か山本室長でも結構でございますが、CALS/EC、これは分けてある。農業土木負担分と林務水産分というのが各2,000万円ぐらいですか。土木は、電子入札はもう完全実施されとるわけですよ。2つある。土木とは全く状況が違うから、違うソフトなのか、一緒なのか。あるいは、この額はそれぞれ合わせて4,000万円ぐらいになってますが、これは機器の導入に要する経費ですか。新たに何かここに施設を買うのか、維持費その他も含めてなのかというところを2点だけちょっとお願いします。

○山本技術管理室長 技術管理室の山本でございます。

今1点目、これで全額かということですけども、土木、林務水産、農業土木で、6・2・2ぐらいの感じを出していると思います。資料を——ちょっと正確にはわかりませんが、そういうことでやっております。システムは一緒です。

○松田三郎委員長 その分1億ぐらいということですか、6・2・2なら。

○山本技術管理課長 21年度はですね。

○松田三郎委員長 毎年このぐらいかかるんですか。

○山本技術管理課長 毎年といいますか、今

まではシステム開発とかでお金がかかっておりまして、21年度で、電子入札、それから情報交換といいますか、電子データで入れるようなそういうものもすべて21年度からやり始めましたので、その分が終わりました。これからは、維持補修、運営といいますか、そういうお金になっていくと思います。

○松田三郎委員長 ほか。

○福島和敏委員 32ページ、農業経営課にお尋ねしますが、この担い手育成事業と営農育成事業、両方合わせると1億4,000万円ぐらい計画が出ておるわけですけども、私が住む八代ではなかなかうまくいってないんじゃないかという話を聞いているんですが、これだけの予算をつけてどういう成果、どういう見通しがあるのか、ちょっとお尋ねしたいのですが。

○倉永農業経営課長 担い手関係の分で、認定農業者とそれから地域営農組織の分をいかに安定的な経営にしていくかということでもいろいろ取り組んでいますけれども、この1と2がこれまででいろいろ取り組んできている分なんです、その次のページのところを見ていただきますと、先ほどもちょっと説明いたしましたけれども、4の部分での法人化の加速の分、これは地域営農組織の分の法人化を促進する分ですけども、あと、その8番のところですね。農家経営「夢づくり」支援体制確立事業ということで、今県とかJAの方で農家の経営環境の支援を行っているんですが、なかなかまだ本当に意味のある形の部分に取り組めてないような面もあるものから、そこの部分を本当に総合的にやるというのと、さらに、効率的なシステムを確立して、それをみんなが活用しながら、そういった経営の支援をしていくというふうな形の部分で、新たにその辺の部分を充実させていく

ということで今取り組みをしようとしています。

○福島和敏委員 問題は、県はこういう計画をしても、聞く耳というんですか、みんなが、なるほどやらないかぬという体制にあるのかどうか。だから、計画だけ立てても、なかなか先に進まないんじゃないかなというイメージを持っているんですよね。いかがなんでしょうか。

○倉永農業経営課長 今おっしゃったとおりなんですけれども、現場の実態とか声とか、その辺の部分をしっかりと酌みながら、そしてしっかり議論をしながらということで、今回のこの新たに組みもうとしている分の経営体制とシステムづくりについては、しっかりその辺の部分で仕組み立てをしてやっていきたいというふうなことで今準備を進めております。

○福島和敏委員 頑張ってください。

○岩中伸司委員 関連して。

農業経営課にまたお尋ねしますけれども、37ページで都市農村交流対策事業ということで1億3,532万円ですか、こういう形で21年度を進めていくということですが、私も、担い手育成を含めて、新しく農業に参入してくるようなそういうことをするためには、農業自体がやっぱり魅力あるというか、本当に生き続けるために農業が経済的な支えにもなっていくというような基盤がなければならぬというふうに思うんですけれども、今この都市農村交流対策事業は、補助金かなんか——先ほどの説明でちょっとそういう形で言われたんですが、この辺詳しく説明をいただきたいと。

○倉永農業経営課長 大きく2つに分かれま

す。先ほどの説明でもちょっと申し上げましたけれども、農業・農村の活性化を図るということで、グリーンツーリズムですとか、いろんな取り組みをしております、受け入れのシステムづくりをどういうふうにしていくのか。

例えば、御所浦あたりで民宿、民泊、そういった形の部分で、もう民宿に変わりましたが、そういった取り組みですとか、いろんな形の分で行っていますが、そういった場合に、じゃあそういうシステムの分と合わせまして、施設関係の分は直売所ですとか、あるいは廃校等を活用した交流施設ですとか、そういった形の施設関係の部分の整備を支援する。2つの部分で組み立てがなされております。そういう意味では、ハードとソフトの部分で支援をしていくというふうな形になっています。

○岩中伸司委員 そしたら、具体的には21年度の方は、この予算はどんな形で……

○倉永農業経営課長 額の内訳的な話ですか。

○岩中伸司委員 はい、はい。詳しくは……。

○倉永農業経営課長 そういった市町村ですとかいろんな団体とかが取り組む分につきましては、約1,000万円ほど、ソフト対策の分ですね。あと、ハード関係の施設整備の分につきましては、今回は1億2,000万円ほどの分が一応上がってきております。

○岩中伸司委員 そのハード対策1億2,000万円は、各自治体から要望が上がったりとか、いろんな形であるわけですか。

○倉永農業経営課長 そうですね。

○岩中伸司委員 それはどれぐらいですか、自治体の数は。

○倉永農業経営課長 数はそんなに多くありません。特定のところでいろいろする場合、そこはいろんなケースがありますので、今回はそんなに数は多くあっておりません。

○岩中伸司委員 これは施設かなんか新しくできるとかということで、どこなんですか。

○倉永農業経営課長 一応宇城市の方なんですけれども。

○岩中伸司委員 こういう事業を進めて、一つ一つ、それは財政が困難であってもやっていかなければならないというのは大前提だろうと思うんですが、私はやっぱり先ほども言ったように、根本的なやっぱり農業が魅力ある——だから農業経営課だけでは、これはどうにもできないとは思うんですね。やっぱり全般にわたることですし、私はここの委員会の中でも、農・林・水と、すべて1次産業の私たちが生きていく基本的なところを私自身が一番大事に思っているところなんですね。ですから、やっぱりそこが本当に魅力ある、元気な力をつけるような政策になっていかなきゃいけないと思うんです。

今回は653億円という21年度の予算になっているようですが、本当に先ほどからずっと説明をいただくと、個々的には大事だなということを感じていますが、その中で本当に県としてできるポイントというか、農業に絞っても、水産にしても、収益が上がっていく、そのことを通じて生活ができるという基本的なところですね。

これは何かできないか。特効薬はないと思うのですが、部長そこら辺は、何かちょっと急に部長に尋ねて申しわけないですが、私はそこを解決しないと、いつも個々に予算を

つけながら、何か担い手ができないとか、若者が農業や水産業になかなか魅力——もう山なんて、本当に荒れ放題になっていくんじゃないかと心配もするんですね。ですから、その大もとをちょっとやるような方法というか、実際はできぬけれどもこうやったらいいという部長の何か方針を聞かせていただければ、非常に参考になるんですが。

○廣田農林水産部長 そうですね、余りにも難しい話で、何とお答えしたらいいのかあれなんですけれども、基本的には我々もやっぱりそういうふうに思っています。

例えば、こういうふうにやったら農林水産業で生活ができる、そういった見通しがなければなかなか新規の人が入ってこないし、だからそういった体制整備というふうに思っておりますので、従来は生産基盤から生産のところまでが多かったわけなんですけれども、やっぱりどうしても、あと販売とか流通とか、そういったところまで入れないかぬと。あるいは、今回議会で議決いただいた地産地消条例とかいうのを、あれを一つのキーワードにして、全部がやっぱり地元の物を使って、東京まであるいはほかのところまで宣伝しているという、そういった一つの大きな流れなんだろうというふうに思うんです。

それで、今回耕作放棄地関係が、特に知事から指示があって、耕作放棄地については、開田するときから、開田というか、作物をつくれるようにするときから補助を出すとか、あるいは米粉をつくったら国の制度にあわせて今度は単県で上乗せをするとか、加工場までするし、製粉工場についても助成するし、あるいはその先のパンにして子供たちに食べてもらうときの食育までを含めたところで、流通とか含めたところまでということで、非常に大きな流れというのが何かこの1～2年のうちに出てきたような感じがします。

そういうふうになると、ああそれだ



ったらやれるかというようなこともあるでしょうし、あとはこういったものとか、例えば新たに林業をやろうとか農業をやろうという方に対しては、いろいろ、研修であるとか、場合によっては今度の経済対策関係で、一定の最低限生活できるような例えば10万とかそういうお金を出すとか、あるいはそれを雇う側には、例えば社会保険料あたりの半分を助成するとか、そういう仕組みというのができてくることによって、ああそれだったら何とか生活できるんじゃないかと、そういった中で就農者等もふやしてもらおうというようなことをやっぱり考えていくということだろうと思っています。それで、1年、2年でなかなか難しいと思いますけれども、何かそういった流れといいますか、そういったものができればいいなというふうに思っておるところです。

○岩中伸司委員 大変私も心配しているんですよね。農業も、そうやって耕作放棄地が多くなったりするし、山は、これもやっぱりいろいろ間伐の予算もあるんですが、もう間尺に合わぬという状況。海は、私の小さいころは、海端に住んどるならもう何の心配も要らぬと、生きていくのには。もうちょっと行けば潮が引いたら何でもとれるというような、そういう以前のことを思えば——海でもいろいろ事業をされてるけれども、根本的なところがようならぬもんだけん、なかなか漁獲量も伸びていかぬというふうなことだろうと思うんですね。

本当にしっかり頑張ってもらいたいと同時に、やっぱり県民の意識がそこら辺にきちっと備わっていかんといかぬなど。そういう意味では、地産地消の条例については、これをもっと生かしていくような方法をとらんといかぬというふうに思うんです。

1つ具体的なやつで、海ですね。これは前回報告をいただいたんですが、マダイやクル

マエビの放流をずっとされているんですが、この前聞いたのは、かなり私たちからの感覚でするならば、いわゆるマダイなんか20万尾、クルマエビも800万尾以上の放流をされているということなんです、その回収というか、どういう結果になつとるかとか、それがどれぐらい生かされているのかという資料なんかは出てるんですかね。

○岩下水産振興課長 放流効果の話でございますが、まず、マダイにつきましては、これまでの放流効果調査から、平成6年から平成16年の10年間で回収率が14.3%でございます。これを放流経費から見ますと大体3.7倍ぐらいの効果があるというのが1点ございます。ヒラメにつきましては、平成7年から5カ年間、やはり放流効果の調査をやりまして、その放流効果が18.9%ということで放流経費の2倍程度でございます。

それと、有明海でやっていますクルマエビの4県共同放流事業、これは4県でトータルで1,000万尾強放流いたしておりますが、残念ながら非常に甲殻類、クルマエビとかガザミというのは脱皮しながら成長していくものですから、標識の問題も1つ、放流技術の問題もございまして、大体4県合わせて5から9トン程度は漁獲されているだろうというふうに試算されております。

その有明海のクルマエビ、ガザミの放流につきましては、先ほど新規事業でちょっと御説明させていただきましたが、その放流の標識として、新たにDNAを使いましてDNA解析でその放流効果を調査していこうというのが、今度の新規事業の一つの特徴でございます。

そういったことで、マダイとかヒラメとかそういったものについては、放流効果としては非常に高いものが出ております。ただ、残念ながらちょっと先ほど部長が御説明されましたように、やはりそれが陸に上がってから

の単価の問題ですね。そういったところでやはり行政として取り組んでいかないといけないところではないかというふうに考えております。

以上です。

○岩中伸司委員 放流効果が出ているという具体的な数値で今課長から報告をいただきましたが、先ほど言ったように、全体的に海がやっぱり疲弊をしているという中で一つの事例ですが、放流を通じて漁獲量を伸ばしていくという、全体的にはずっと漁獲量は減るとするというふうに思うんですけども、基本的にはやっぱり海の再生ということだろうというふうに思いますから、この辺はしっかりよろしくひとつ取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 初めて当初予算に目を通したんですけども、非常に多岐にわたって幅広い予算が措置されておるわけでございますが、ただ、実感として、農家サイドがどれくらいこれを、県の農政に対する理解度と申しますか、あるいは評価と申しますか、そういったものになるといささか理解に苦しむわけですが。

特に、先ほど前川先生の質問の中で、ことしの先議の中で林業と木材振興について質問があつてましたですね。非常に評判がいいと。私も、ことしはそんなに評判がいいならば、新年度においては前年度よりも大幅な予算措置をされていると思ったんですよ。当初予算の説明では、前年に対して5戸減るわけですね。その辺は、何かもう少し集中と選択的に考えて、やっぱり目玉と申しますか、そういうものについては、特別な配慮と申しますか、振興策をすべきじゃないかというような気がいたします。

それともう一つは、これも関連しますが、先ほどの交付金のことで、たしか財源の内訳が3億円、その他の財源になっておまして、その他の財源について負担金とか分担金等がありますが、3億円のその他の財源は一体何なのかが1つです。

それと60ページ、球磨公共育成牧場が今回売却をされるということで、その経費が上がっております。この売却についての具体的な説明と同時に、西原の公共育成牧場ですね、その後がどうなっているか。

それと、全体的にお願いと申しますか、言いたいのは、ことしの予算が643億円ですね、全体の農林水産を含めて、林業も。対前年比42億のマイナスとなっております。先般の補正で65億減額補正しましたですね。一般的に当初予算に比べて最終的な予算というのはふえていくのが大体一般的なんです。傾向があると思うんですが、前回の65億の補正減というのは、結局事業費ペースで大体65億に近いわけですよ。人件費はほとんど減っていません、わずかしこ減っていませんから。

今回の当初予算において、そういった平成20年度のようなケースですね、特に事業費が減額されるような。そういったことになる可能性は——今からこういうことを聞くのは失礼かと思いますが、ならないようにやっぱりしっかりと事業を推進していただきたいと思いますが、いかがですか。

○松田三郎委員長 まずは、交付金の財源の質問ですね。

○榎農村整備課長 その他は、宝くじの財源、宝くじを市町村がすることによって、それが県に返ってきますので、宝くじの財源を充てているということでございます。

○松田三郎委員長 次の育成牧場関係は、課長どうぞ。

○高野畜産課長 今、田代委員の方から御質問がありましたけれども、球磨の育成牧場と西原の育成牧場、2カ所を今回廃止するような格好で動いておりますけれども、球磨の育成牧場につきましては、一応今のところ民間業者の方から購入希望が上がってきているような状況でございます。そういった中で、球磨の部分は県有地のものがございますので、最終的には競売の方に向けさせていただきたいと思っているような状況でございます。

それで、実際競売にかけるためには、牧場の境界線の測量とか隣接地の所有者との協議、それとあそこに国からの補助事業が中に入っておりますので、現在その補助物件の補助金返還、こういったものが出ないような格好でということ、今国の方と協議をしているような状況でございます。

それで、県といたしましては、先ほど予算をお願いしておりますけれども、不動産鑑定とか、測量とか、こういったものを早目に終わらして、競売の方にかけて民間に販売するような格好で進んでおるような状況でございます。

それから、西原の公共育成牧場、これにつきましては、土地は西原村の村有地でございます。施設が県有施設でございます。そういう中で、以前は県の農業団体が一応借りたいということで話を進めておりましたけれども、今民間業者の方からも貸し付け希望が2～3カ所程度上がってきているような状況でございます。

そういった部分で、もともと土地が西原村の所有でございますので、現在村と話し合いながら、それをどうするのか、賃借料を競売かなんかでいくのか、そういったところを今詰めているような状況でございます。

以上でございます。

○松田三郎委員長 最後のは何か答弁要りま

すか、予算の……。

○田代国広委員 西原の件についてですが、西原村は村有地ですから、県が勝手と申しますか、独自ではできないわけですが、今のお話では、民間の業者さんも結構意欲があるとお話ですし、JAや県酪連あたりも、まだ意欲があるというふうに理解していいわけですか。

○高野畜産課長 今のところ、当初は酪連あたりが借りたいということだったんですけれども、1つは、土地の賃借料が、かなり民間の方が高く借り受けてもいいというみたいな話があって、県酪連としては、そこまではとにかく賃借料を出しきらないというか、そういった部分で今若干消極的になってきているのは事実でございます。

○田代国広委員 仮に民間との契約を先行した場合、県としては建物の所有権はあるわけですね。

○高野畜産課長 はい。

○田代国広委員 となると、当然県も、その賃借に対する権利と申しますか、一定の権利はあるわけですね。

としますれば、民間の場合が確かにそういった借地料あたりを出すかもしれませんが、民間の方がもしもやった場合、一番心配されるのは環境対策ですね。現に大きな牧場をあちこち見てみますと、非常に環境面において極めて問題が発生しておるやに聞いております。

したがって、仮に民間の方と契約する場合には、特に環境面において厳しい制約と申しますか、そういったものをしっかりと確約した上で、かつまたそれを実行してもらわななりません。その点については、特にしっか

りと最重要課題という形で考えていただいて取り組んでいただきたいと思います。

○九谷弘一副委員長 先ほどの木材の件、前川委員、それから田代委員から御質問がありましたけれども、私からも。非常に熊本県は好評だということでもあります。ほかの県でやっている県は何県あるんでしょうか。おわかりでしたらお答えをいただきたいと思います。

○下林林業振興課長 まことに済みません。林業振興課ですが、ほかの県で実施しているというのは——ちょっと後で調べて御報告させていただくということでしょうか。ここではちょっと資料の手持ちがございません。まことに済みません。

○松田三郎委員長 あるのかないのかは、わかる、数で。

○井手農林水産部次長 次長の井手でございます。

数県実施しております。熊本県が最初にスタートしたんじゃなくて、3番目ぐらいじゃなかったかなと私の記憶には残っておりますので、数県全国では実施されております。

○松田三郎委員長 その後の状況は、後ほど副委員長には御報告を。

○九谷弘一副委員長 なぜ聞いたかということ、熊本県、先ほどから出ておりますが、そんなに好評だったら予算を伸ばしたらいいんじゃないかというお話が出ているように、それならばよその県も——熊本県も3番目か4番目という話、またそのほかに追従しておるかもしれないし、そうすると国に対して2分の1ぐらい補助してもらおうと倍伸びるわけですな。それに熊本県が補助するような形にす

れば、今の予算のままで、そういった働きかけをされたことはあるのかないのかということをお聞きしたいんです。

○下林林業振興課長 今、国の方に対しての要望というのはしてないんですが、ただ、今度の21年度に動く予定の補正の方での要望の一つの材料としては考えておるところでございます。そういった取り組みをして対象戸数をふやすということも検討してまいりたいと思っております。

○九谷弘一副委員長 ぜひ国にも働きかけていただいて、いいことであれば、熊本県だけがいいことじゃなくて、よその県にもいいことでしょうか、やればですな。やはり国にそういった対策を講じていただくと、今の予算が倍に伸びるような形で広がっていくわけですから、ぜひそういったこともやっていただきたいなというふうに思います。要望いたしておきます。

それから、麻生農産課長にお伺いいたします。

カントリーエレベーター、恐らく昭和50年代を中心として多くのカントリーエレベーターが建設され、平成の頭にかけてできたと思います。恐らく耐用年数が近くなってきているカントリーエレベーターもあろうかと思えます。米粉とか、何とかパンとか、いろんな話も出てきておりますけれども、それに対する更新事業というのを認めるのか認めないのか、部分更新は認めるのかどうか、そういった要望が現在上がってきているのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○麻生農産課長 現在、御指摘のカントリーエレベーターにつきましては26基、ライスセンターが37基、計63基県下でございます。耐用年数が過ぎたというか、古いものの中にはござい

現在の制度を申し上げますと、国におきましては、増産計画、規模の拡大、能力アップ等がなされれば補助対象にするということで、現在国の対象にはなっておりません。現場の声でございますが、そういうふうなものを対象にしてくれというふうな要望は聞いております。

○九谷弘一副委員長 なぜ聞いたかというのと、そういった要望、私の耳にもちょこちょこ入ってまいるものだから、規模拡大となると、なかなかどこかを合併させた中でやらないと規模拡大にはならないと思うし、ただ、生産調整の面積が非常に低いときにやったやつは、今度は逆に縮小になってくるわけですね、強化になつとるから。だから、なかなか厳しいんじゃないかなと思いがするわけです。

だから、部分更新、特に燃油等を使うわけですからCO<sub>2</sub>の問題、昔は垂れ流しとは言いませんけれども、そういった形でやつとる。そういったやつが非常に改善をされるというようなこと。そういった形で何らかの形でできるような方向で強くやはり国に対して要望してやらぬと、いずれかは一遍にどんと来ますですよ。

やっぱり部分的に——さっき20何基と30何基、60基ぐらいあるわけですから、一遍にできるわけじゃないから、やはりその辺は、いつも言っておりますように三人四脚をムカデ競争に変えた形でやっていかなんような県の財政ですから、早くその辺が対応できるような形にやっていただくような御要望を早くしとかないかぬのじゃないかなと思っております。どうぞひとつよろしく願いをいたしておきます。

それから、大田黒園芸生産・流通課長にお伺いいたします。

果実連の方でデコポンの光センサーを真水でつくったというお話をよく聞かされます。

ブランド化というお話をされるときに、非常にもうちょっと精度を上げたセンサーを取り付けなければいけないというお話をよく耳にたごができるように聞かされているわけでありすけれども、その辺のこと、これもまた更新的な事業、新規というのはなかなかないだろうと思います。多分そのセンサーの精度を上げたやつをつけろという意味だろうと思っておりますが、これは可能なのかどうか、それについてお伺いをいたします。

○大田黒園芸生産・流通課長 先ほど農産課長からお話があったのと同様でございますけれども、選果場としての機能アップの場合は補助の方の対象になりますけれども、部分的にセンサーだけの更新等取りかえということについては、今のところ補助対象にはなっていないというふうに思っております。

○九谷弘一副委員長 これもまた強い要望が上がってくる可能性がありますから、なっていないと言い切っていけるのかどうか非常に心配するものだから申し上げているわけでありすので……。

○大田黒園芸生産・流通課長 そういう話を聞いておりますので……。

○九谷弘一副委員長 どうぞひとつ大田黒課長さん、よろしく願いしときます。

それから、畜産課長さん、先ほどの七城の流通センター、これは事業主体についてはある程度のお話は進めてあるんですか、ないんですか。または、議会が通ってないから一言もこういったことは言ってるのか、言っていないのか、こういった話を……。

○高野畜産課長 この熊本県食肉輸出促進対策事業は、熊本畜産流通センター、こちらが事業主体でやるわけでございますけれども、

とにかくこの事業は、国の補助金あたりを一応今2分の1、来年度の部分を交付金を今するような格好でございますので、かなり中身は今詰めているような状況でございます。

それで、今回の事業費につきましても、一応来年度から22年度までということで、かなり中身は今詰めているような状況で、事業主体も当然知っております。知っておるか、詰めております。

取締役会の決定事項でございます。

○九谷弘一副委員長 ああ、そうですか。それとともに、知ってらっしゃるとともに、22年度までかかるということも御存じなんですね。

○高野畜産課長 はい。今のところ、一応21、22ということでやる予定にしております。

○九谷弘一副委員長 よく説明されたように、鹿児島とか何か大阪の方にやって、そこで輸出をしていると、非常に困ってるんだというようなお話をちょこちょこ聞かされるんですよ。そうなると、単年でこれやれと言われるのも大変な話だろうし、2カ年間である程度の了解の中で進めていらっしゃるということですね。

○高野畜産課長 はい、そうです。

○九谷弘一副委員長 わかりました。

○松田三郎委員長 いいですか。

後でその他もありますので、議案についての質疑はこれで終了させていただきます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第57号、第58号、第67号、第68号、第88号及び第103号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第57号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎副委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号外5件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が4件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

まず初めに、伊藤農林水産政策課長から順次報告をお願いいたします。

○伊藤農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

くまもと「夢への架け橋」教育プランについての報告でございます。

このプランにつきましては、文教治安常任委員会での付託審議となっておりますが、この計画は、県が取り組む教育全般の振興に関する計画でございますので、その概要について御報告をさせていただきます。

プラン案は、別冊でちょっと分厚いものがございますが、お配りをさせていただいておりますプランの概要という2枚紙で御説明をさせていただきたいと思います。

最初に、概要の1ページでございます。1ページの2でございます。

策定のポイントでございますが、この計画は、教育基本法に規定されております教育の

目的や理念等を反映するとともに、国が策定した教育振興基本計画を参酌して策定したものでございます。

続きまして、本計画の内容でございますが、まず概要の4でございます。

まず、総論でございますけれども、ここに書いてあるとおりでございます。3つの柱を設定いたしまして、本計画の基本理念を未来を拓く「くまもとの人」づくりといたしておるところでございます。

この基本理念のもとに、2ページにございますように、ライフステージ別、あるいは項目別に、今後5年間でどのような人づくりや教育を目指すのか、その指針となる基本的目標とその実現に向けて、県として重点的に取り組む事項を設定しているところでございます。

各論の項目につきましては、3ページから4ページに記載してあるとおりでございます。

各論におきましては、本計画の一つの柱と位置づけております生涯学習社会の形成と生涯学習社会の実現に向けた具体的な取り組みについて、項目ごと、将来の目標でもある目指す姿やその実現に向けた施策の取り組み方向等、記載しているところでございます。

なお、特に当部に関係しておりますのが、別冊の分厚い計画案でございますが、その中に2点ほど記載してあるところでございます。

まず、計画案の67ページでございます。67ページをお開きください。

67ページのキャリア教育の中におきまして、最初の文章のところでございますけれども、農林水産業の担い手不足などの現状も踏まえた上で、専門高校における取り組みを記載しているところでございます。取り組み方向の丸の2つ目のところでございますが、将来のスペシャリストを育成するということを書いてございます。

それから次に、94ページをお願いいたします。94ページでございます。

このページは、県立農業大学の充実について記載をしているところでございます。取り組み方向として、白丸の5つほど記載をしているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○倉永農業経営課長 2つ報告するようにはしておりますが、まず1つ目ですけれども、耕作放棄地対策の実施状況についてということで整理をしております。

大きく2つに分けておりますが、1つは、現在実態調査を行っております耕作放棄地の実態調査の中間報告分です。そこに整理しておりますが、1月末の現在で、耕作放棄地面積が5,133ヘクタールとなっております。

その内訳的には、赤、黄色、緑ということで、緑の方がすぐにでも耕作が可能という、順次赤の方に行きますと、なかなか農地としての利用が難しいというような区分なんです。それを農用地域内と区域外で1月末現在の数値として整理をしております。

ただ、まだ完全に調査が終わったわけではございませんで、まだ調査を引き続き実施中のところが17市町村あります。かなり手間暇がかかるということもあわせて、引き続き今調査を行っているところでございます。

その参考欄にちょっと書いておりますけれども、農林業センサスでの耕作放棄地の面積は1万1,675ヘクタールなんです。かなり数字的には乖離が見られます。これは調査のやり方あたりの違いもあるかと思っておりますが、その辺の部分も含めて、今県の方から、それぞれの市町村の取り組み内容等につきまして調査をし、再調整を行っております。5月末をめどに一応整理をしたいなというふうに思っております。

今後の取り組みの流れですけれども、この実態調査を踏まえまして、市町村の方で、特

に黄色と緑につきましては農地として活用していくというふうな区分になりますので、その分についての耕作放棄地解消計画を策定した上で、実際の解消に向けて取り組んでいくというふうな予定にしております。

それから、2つ目の分なんですけど、今年度耕作放棄地対策緊急事業で取り組んでいる分の一応のめどが立ちましたのが、約100ヘクタール——120ヘクタールを目標に取り組んできたんですけども、一応100ヘクタール解消のめどが立って、今その分の整理を行っているところでございます。

地域ごとには、そこに一覧表で区分をしておりますけれども、若干地域によっても違いますが、あと件数と面積が必ずしも比例的な感じではありませんので、そういった形で比較的耕作放棄地率の高いところ、天草ですとか、そういったところあたりは、非常に面積的にも大きな部分で上がってきております。

耕作放棄地関係は以上でございます。

それから、もう1つ報告をさせていただきたいと思いますが、農地改革プランについてということで整理をさせていただいております。

既に、農地改革プランに基づきまして、農地制度の改革関連法案が現通常国会の方に提出をされました。内容的にはそこに書いておりますが、目的としましては、食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指すということで、農地に関連する部分としましては、基礎的な資源としての農地を確保して、その有効利用を図ると。確保と有効利用というのが大きな目的になっております。

下の方に農地の確保と農地の有効利用ということで分けておりますけれども、農地の確保の流れの方では、まず、農地転用規制の厳格化を図るということで、そこに2つ上げておりますけれども、公共施設の場合も許可対象ということで協議が必要になりますよと。

それから、違反転用に対する罰則の強化ということで、これにつきましては、現在3年以下の懲役または300万円以下の罰金となっておりますんですけども、額について引き上げが予定されておまして、法人の場合には1億円以下というふうな形の部分で今予定がされております。

それからもう1つ、農用地区域内農地の確保ということで、農用地区域からの除外の厳格化ということで安易な除外ということを行わないというふうなことと、それからもう1つ、農用地区域への編入の促進として上げてありますが、農業振興地域の指定、それから農用地区域の設定の際の面積基準を引き下げることで編入の促進を図っていくというふうなことになっております。現在は、集団的な存在する農地については20ヘクタール以上という、そういう基準を設けてあります。

それから、右側の方の農地の有効利用の方ですけれども、所有にこだわることなく農地の適切な利用が図られることを基本とするように制度そのものを再構築するというところで、所有から利用への再構築というふうなことで取り組みがなされようとしております。

そこに4つ上げてありますけれども、農地の権利を有する者の責務を明確化するというところで、農地の権利の所有者につきましては、農地を適正かつ効率的に利用するという責務を法律の中に入れ込むということです。

それから、2つ目の農地を利用する者の確保・拡大につきましては、そこに4つ上げてありますけれども、法人関係の分の参入につきましては、所有権を取得する分につきましては現行の要件を維持するんですけども、貸借関係の分につきましては参入の拡大を図っていく。

それから、農地の長期貸借の創設ということで、現在は20年以内というふうになっておりますが、これを50年以内というふうな形の部分に変更が予定されております。



それから、農地権利取得の下限面積の緩和につきましては、今現在は50アールというふうな基準が設けてあります。これは、一定の場合には知事の方で引き下げることが可能だというふうにはなっておるんですが、これを弾力的に対応するというので、農業委員会の方が、地域の実情に応じて必要であれば弾力的に定めることが可能となるというふうに一応予定されております。

それから、農地の面的集積の促進の分ですけども、農地が分散しているということで、面的にまとまった形で農地を利用できるようにという形の部分で先ほどの21年度の予算の説明の分でも御説明いたしましたけれども、公的な面的集積の組織が農地の所有者の委任を受けまして、その者を代理しまして農地の貸付等を行うという形の部分で農地をまとまった形で集積をしていくというふうな部分を促進するというふうなことで動きが出ております。

それから、遊休農地対策、これは耕作放棄地も含みますけれども、これにつきましては、現在は市町村の方で指定したものについて必要な措置を講ずるというふうな仕組みになっておるんですが、これにつきましては、すべての遊休農地を対策の対象とするというふうなことでしております。

一応大体大きな内容からしますと、そういった形で取り組みがなされておまして、これらの動きを踏まえまして、県と市町村、それから農業委員会等でしっかりとその辺の対応について取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

国営川辺川土地改良事業の現状と今後の進め方につきまして御報告いたします。

まず、現状でございますが、12月の定例会

以降の動向を中心に報告いたします。

資料の「現状」のところの上から4つ目のポツのところでございます。なお書き以降の部分でございますが、昨年10月に相良村の研究会が提案いたしました基本方針につきまして、相良村議会が農家の意見を村議会の利水事業への取り組みに生かすということで、この1月15日から17日に村内農家に対して研究会による説明会を開催しております。

また、6市町村長会議におきましては、農水省新案、これは既設導水路活用案ということでございますが、この案を推奨案とすることで既に合意されておりますが、昨年の12月以降、研究会基本方針というものが出ていますので、この各項目について検討がなされております。そして2月、この年が明けて2月12日に6市町村長会議としての考え方として取りまとめがなされておまして、農水省新案を改めて推奨案としております。その上で、今度は相良村が主催しまして、2月27日から3月3日に村内農家に対して説明会を開催しております。

資料にはございませんが、御参考までに相良村の説明会の状況を報告いたします。

相良村の対象農家451名のうち、3回の説明会で合計130名の農家が出席されております。出席率は28.8%、約3割弱というところでございます。村から6市町村長推奨案や研究会基本方針に対する検証結果の説明がなされております。

これに対しまして、関係農家からは、できるだけ早く安い水が欲しいといった国営事業の早期着手を望む声がある一方で、維持管理費に対する行政支援や水田賦課金の格差に関する疑問、既得の水利権の確保要望などのほか、水は十分足りているといった国営事業に消極的な声など、さまざまな声が出されたと聞いております。

再び資料に戻らせていただきますが、1現状の最後のポツの部分でございます。

6市町村会議においては、今後、平成22年度からの事業再開に向けまして、その予算の概算要求時期であります本年8月を目途に、農水省新案で地元の合意形成に向けた調整を進めていくことが確認されております。6市町村会議におきましては、今後、まずは相良村の説明会で出された課題の整理などを行って、今後の対応を検討されるというふう聞いております。

次に、今後の進め方でございますが、これにつきましては再三繰り返しますが、本事業の基本は地元の合意形成が図られることでございます。県といたしましては、水を必要とする農家の思いを念頭に置いて、引き続き、国や市町村の動向等を見きわめつつ、関係市町村間の合意形成に向けて必要な支援に努めてまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思いますが、特別休憩をとりませんので、もし執行部側でトイレ等我慢できないという方がいらっしゃいましたら、それぞれタイミングを考えてとっていただいで結構でございます。質疑はございませんか。

済みません、私から進藤課長に、以前も聞いてちょっとあれですが、今の御説明で確認ですけれども、裏面の参考のところですね、手続の流れ。

現時点というところが一番上に書いてありまして、その次に米印等書いてありますが、どういった状況があと整えばこの次の矢印に進むのかという、大体標準的なメルクマールと言いますか、これとこれとこういうのをすると次の段階に行けますと、あとそれで何が足りないのかというのをもう一回ちょっと確認で教えていただければと思います。

○進藤農村計画・技術管理課長 裏面の参考の表に基づきまして御説明いたします。

土地改良法の手続におきましては、法手続というふうに左の方に書いてある矢印の部分の間で、ちょっと黒くハッチしている部分、県知事それから市町村長との協議、それから三条資格者、これは農家の三条資格者、土地改良法上の三条の資格者ということですが、この同意が必要ということでございます。

こういった中で、基本的には知事が了解し、関係市町村の首長さんが了解すれば、この手続が流れていくというのが法律の流れでございます。今回6市町村会議の中でも首長さんが合意をされてますので、もう1本化されてそのまま法手続すればいいじゃないかという意見もないわけではございません。

しかしながら、最後に、農家の三条資格者の同意の中で3分の2以上の同意、これは確実に得ていく必要があるという点が1点。もう1点が、変更計画確定後に速やかに工事に着手する必要があるという2点、この2つのハードルをクリアしていかなければなりません。そういった面では、1つ目の農家の同意の3分の2の確実性をしっかりと見きわめるということが必要になってきます。

それから、最後の工事の着手ということになってきますと、最終的には、この水利権の問題を含めて、関係の土地改良区等の同意が必要になってくるということでございます。

まとめて申し上げますと、やはり関係の土地改良区の同意というのが非常に重要ではなからうかと思っております。また、3分の2の農家の同意がとれるかどうかというところの見きわめが非常に難しいところではございますが、ここにつきましては、やはり財政負担も含めまして、関係の市町村議会の中でどのような同意がなされているか、行為がなされているかというのが重要なポイントではなからうかと思っております。

そういう点で、やはり関係市町村議会の合意形成の状況、または関係土地改良区の中の合意形成の状況、こういったものを見きわめながら、国は法手続を進めるのではないかというふうに考えているところがございます。

○松田三郎委員長 だから、これで行くと、今現時点というのが、私は絞り込みは終わったと評価できるんじゃないかと、法手続に入る前ですけれどもね、この次にもう移った、あるいは移りつつあるというような認識なんですけれども、そうじゃないわけですか、まだ。

○進藤農村計画・技術管理課長 見方によっては、6市町村会議でもう1つ上げてますので、絞ってますので、絞り込みはできたという評価も可能かとは思われますが、まだ計画概要の提示、取りまとめに至るまで合意形成が進んでない。

例えば、相良村議会の状況等がございますので、そういった点では、まだ素案の絞り込み1本化というところまでは確定的に断言はできてないという状況だというふうに理解しております。

○松田三郎委員長 ほかに報告について、あるいはもうその他も含めまして、何かございませんか。

○福島和敏委員 陳情・要望書一覧、この資料の中の一番最後にイグサの参考資料が書いてますけれども、この中に――農産課長ですか、話は聞いたけれども、中国がどんどん落ちてますよね。この状況というのは、今後どうなるんだろうかという予想と、こういう状況が日本のイグサ業界にどう影響を与えるんだろうかなと非常に興味があるんですけれども、何かわかる範囲で簡単にいいです。

○麻生農産課長 中国の状況でございますけれども、聞くところによると最盛期の半分ぐらいに面積が減っているという状況でございます。そのことについて、本県にとっては影響がどうかということでございますが、実は10年前に比べまして畳需要も半減しているという状況でございます、必ずしも中国が減ったから本県にすぐ影響が出るというものじゃなくて、やはり需要の開拓等をやっていかぬという厳しい状況には変わりはないというふうに認識しております。

○前川収委員 全くのその他です。

農業関係の事業で発注をなさってますけれども、鋼構造物かなんかというやつが熊本県内よりも県外の人たちの方がたくさんとってらっしゃるような統計があるみたいですね。まだちゃんと詳しく調べていきますけれども、佐賀の業者が来てたくさんとってらっしゃるということらしいです。佐賀に行ってあたらどもとればと言え、佐賀県では県外業者は入れないという規定が明確に書いてあって、佐賀県では熊本県の業者はそこでは仕事はできないんだけど、佐賀の人は熊本に来て仕事をとっているという現状があるみたいですので、その点については何かわかってることあります。だれもわからない。

○榎農村整備課長 最近発注した工事の中に佐賀県の業者がとられているのは存じております。それでちょっと調べてみたんですけども、いわゆる県外業者の割合等、やっぱり3年ぐらい前から近年は少し伸びている状況ではございます。それにつきましては、私どもの入札の条件等のつけ方もいろいろあるかと思っておりますけれども、いわゆる今後は、今までは条件つき一般競争入札というような格好で施行しておったんですけども、私どもの中で話す中に、いわゆる総合評価というのを

考えてもいいのではないかというような話も今現在やっておるところでございます。

○前川収委員 佐賀県は、県外業者は入るなということで、条件にちゃんと書いてあるんですよ。何で熊本は書かないの。御答弁を。

○榎農村整備課長 その件につきましては、佐賀県の状況は今のところ私は存じておりませんので、ちょっと調べてみたいと思っております。

○前川収委員 勉強してください。

○松田三郎委員長 条件の部分には、じゃあついてないということですね。今までの発注の部分に関しては。

○榎農村整備課長 熊本県につきましては、いわゆる業者さんが相当数いないといけないということで、今のところ鋼構造物では九州管内で営業所があるところというふうな条件が多かったと思っております。

○前川収委員 はい、いいです。いっぱい調べてまいりますので、この後。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 この予算書の中にも、35ページですね、企業の農業参入の推進というのが載ったんですけども、この農業改革プランの中でも、例えば昨年の暮れからの不況といいますか、こういうことにつながって、今後農業に企業が参入してくるというのは――今まで余りそう引き合いもなかったと、進出も余りなかったというような状況だったと思うんですけども、こういう状況になると、企業が農業参入ということが多々出てくるんじゃないかなと。

きのう、ちょっと前川先生の方から、違う会場で九電工の話も出とったんですけども、企業が参入するということは、非常に農業の分野にしても難しい面もあると思うんですよね。九電工あたりは、趣旨としては、環境に配慮したというような、農業環境とか自然環境あたりに配慮したということで農業参入という趣旨もあるというふうに聞いておりますけれども、例えば土木建築業者が、20名、30名従業員を抱えて、公共事業が少なくなったから、何といいますか、二足のわらじで農業に参入と、もうけ、利益を追求してのあれだったら、そういう、県あたりが指導をしてやっても非常に難しい問題も後には生じてくるんじゃないかなという感じもするわけですよ。

その辺について、例えば企業が農業の分野に入ってくるということになれば、面的な集積がないと、ちまちま1反とか2反とか集めてあちこち行ってということはほとんど不可能でしょうから、ある程度干拓の大きい広い面積のところとか、新規の基盤整備をやったところとか、新たに農地というような土地があればいいんですけども、非常にその辺は難しいと思うんですよね。その辺では、この農地改革プランの中でも農業参入企業あたりも考えておられるようですけども、県としてはその辺でいかが考えておられるのか、ちょっとお尋ねしますけれども。

○倉永農業経営課長 今、高木委員の方からお話がありましたけれども、昨年ぐらいから、かなりやはり動きが出てきておるのは間違いありません。それで、ちょうどこちらの方としましても、それぞれに農業外からの参入といたしても、企業さんのいろんな状況が違うものですから、まずはちょっと説明会をしようということで、去年の9月に県内のそういった建設業ですとかいろんな製造業さんも含めまして説明会を開きました。

仕組みがどうなっているということと、法人で動くにしても、すぐに農業生産法人という形の部分には設定できない場合が多いものですから、そうじゃなくて、例えば農地を借りるような形の部分としての特定法人みたいな、そういったいろんな形の部分で、いろんな形の部分がまずありますので、その辺をまずちょっと説明をしまして、その後いろいろと個別相談にかなり応じてきています。

上天草の方では、建設業の方が何とか耕作放棄地も含めて取り組んでいきたいというふうなそういった形ですので、それぞれの参入する企業さんの技術力ですとか、あるいは人材ですとか、いろんな、かなりバラエティーに富んでいますので、そういった形にいかにかうまく対応していけるかということで、今九電工さんの方からもいろいろ動きがあっているんですけども、ほかにもいろんな動きがっておりますので、それに対して、もうちょっと県として、農林水産部だけではなくてほかの部局ともリンクしながら、そういった形で本当に地域と一体になって動いていけるような、そういう意味合いの部分としての参入のあり方の部分につないでいけるようにという形の部分で、さらにきめ細かく対応していけるような形で体制等そういったプロジェクトをつくるとか、そういった形の部分で取り組むようにしておるところです。実際、既にそういった動きはあるんですけども。

○高木健次委員 今言われたとおりでだろうと思うんですよね。私あたりの地域でも、やっぱりそういう建設土木業者の方が農業をやってみないと、農地はないかという相談をよく受けるんですよ。ただ、やっぱり1反、2反の土地を、幾つも散らばっているのをやるというのはほとんど不可能と思うんですよね。

だから、その辺は、やっぱり県も——これからふえてくると思うんですよ、そういう話は。しっかりやっぱりその辺はきちんとしな

いと、後でいろいろ農地、その周辺を含めて、いろんな問題も出てくる可能性もあると思いますので、しっかりその辺は状況を判断しながらやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○松田三郎委員長 ないようでございますので、以上で本日の議題はすべて終了いたします。

最後に、陳情・要望書が3件提出されておりますので、参考として皆様のお手元に写しを配付いたしております。

これもちまして本日の委員会を閉会いたしますが、現メンバーでの最後の委員会でございますので、短目に一言ごあいさつを申し上げます。

この1年間、九谷副委員長を初め委員の先生方、そして廣田部長を初め執行部の方々に大変お世話になりました。厚く御礼を申し上げます。

昨年委員長に就任をいたしまして、余り日にちをあげないころだったと思いますが、例の赤潮が発生して、早速副委員長と、そして地元の県議の先生方と視察に行った。私、もともと山の育ちでございますので、海の方は余り詳しくなかったというやさきにそういう視察をさせていただいて、ある意味でいい勉強になりましたし、また、直後には、例の燃油、飼料等の高騰、引き続きの部分もありますが、資材、肥料等も大変高騰して、国もそうでございますが、比較的県の方も素早い対応をしていただいたのではないかと、このように記憶をいたしております。また、沖縄での管外視察も非常に有益だったと、盛りだくさんの1年間ではございました。

先ほど、ある委員の先生方からも御指摘がありました。私がよく聞く話の一つに、これは多少誤解も含めた感想だと思いますが、県の農業政策というビジョンなり方向性とい

うのがなかなか見えにくいというような話をよく耳にするわけでございます。

恐らく皆さん反論はあるかと思えますし、私も1年間委員長をしております、国の制度なり国の法律、あるいは県の予算、いろいろなこの制約がある中では一生懸命頑張っているんだなという一端が私も理解できたつもりでございます。

総じて、この熊本県は、逆にある程度何でもできる。トップクラスの品目というのも数多くありますので、そういう意味で非常に的を絞りにくいというような事情もあるんじゃないか。これが逆にある県のように1つか2つぐらいしか代表するような作物がないというところだったらなかなか集中とか選択もしやすいのかもしれませんが、熊本の場合はそういう意味で、まだまだ熊本県の農林水産業はポテンシャルが高いと思っております。

加えて、熊本県の農林水産部の職員も大変優秀な方が多いと、この1年間実感をいたしましたので、どうか、熊本県の農林水産業は自分たちが支えるんだ、支えていくんだというような強い気概と使命感を持って今後とも頑張ってもらえればと、この場をかりましてお願いを申し上げたいと思えます。

何名かの委員の先生方は、来年度以降も残られるかもしれませんが。変わられるかもしれません。いずれにしましても、この1年間、委員の先生方、そして執行部の皆さんにお世話になりましたことを厚く御礼申し上げます、私の最後のあいさつとさせていただきます。

1年間、どうもありがとうございました。  
(拍手)

以上で終了いたします。

午後0時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する